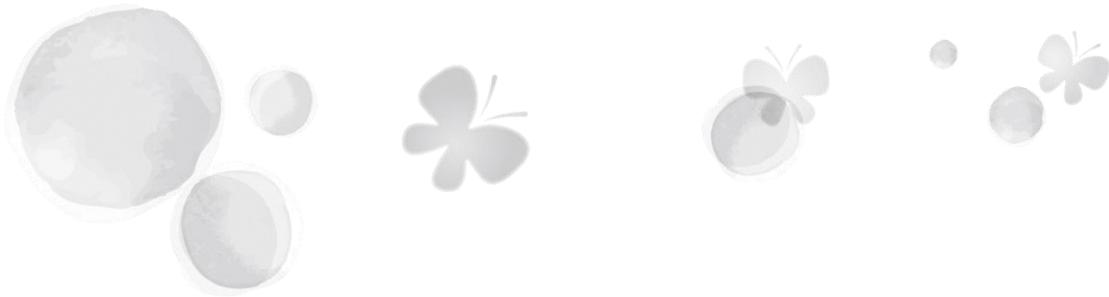


第4章

施策の展開





第4章 施策の展開

次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画策定指針」（以下「指針」という。）については、2015（平成27）年4月から適用され、本計画においてもこの指針に即して次世代育成支援対策の実施に関して策定しています。市町村は、指針に即して地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、職業生活と家庭生活との両立の推進等について、5年ごとに計画を策定ができるとされています。このため、前期計画（第一期計画）に係る必要な見直しを2019（令和元）年度までに行った上で2020（令和2）年度から2024（令和6）年度を期間とする後期計画（本計画）の策定が望ましいとされています。

今回の改正事項は以下の9項目が指摘されていますが、本町は現状の課題や今後の施策の方向性を踏まえて第一期計画で改訂が必要な施策について追加・修正を行いました。

- ① 「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日付け文部科学大臣、厚生労働大臣連名通知）の策定を踏まえた、放課後児童対策の考え方に関する記載の追加
- ② 2016（平成28）年以降の累次の児童福祉法等の改正「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた、児童虐待防止に関する記載の追記
- ③ 社会的養育の充実「都道府県社会的養育推進計画の策定について」（平成30年7月6日付け子発0706第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づいた、策定する旨の更新
- ④ 子育て世代包括支援センターや産後ケア、新生児聴覚検査等に関する記載の追加
- ⑤ 医療的ケア児に関する記載の追加
- ⑥ 登下校防犯プラン（平成30年6月22日関係閣僚会議決定）や未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策（令和元年6月18日関係閣僚会議決定）に関する記載の追加
- ⑦ 住生活基本計画（平成28年3月18日閣議決定）を踏まえた、良質な住宅の確保に関する記載の更新
- ⑧ 育児・介護休業法の改正を踏まえた、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備に関する記載の充実
- ⑨ 働き方改革関連法の成立等を踏まえた、働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備に関する記載の充実





第一期計画における施策の評価ランクは、以下のとおりです。

◆ 各施策の評価指標 ◆

「A」：目標を達成

「B」：推進できた

「C」：実施中である

「D」：実施したが見直しが必要

「E」：未実施



基本方針 1 地域における子育て支援サービスの充実

推進施策 1 地域における子育て支援サービス

現状と課題

- 放課後子ども教室は、小学生（1～6年）を対象とし、授業終了後や土曜日、長期休業日に、各学校の空き教室等を利用して、児童の学習やささまざまな活動を行う拠点としています。
- 子育て支援センターでは、家庭保育中の保護者及び子どもを対象として、親子のリフレッシュを図るほか、育児相談、保健師による保健相談、各種子ども向け教室（子ども英会話教室等）を実施しています。
- 第一期計画の評価結果では、事業の停滞や未実施はありませんでした。

今後の推進策

- 放課後子ども教室の充実のために、今後は「新・放課後子ども総合プラン実施要綱」に沿った形で、保護者のニーズに対応した運営ができるよう努めます。
- 子育て支援センターでは、各種教室、イベントを実施し、支援センターの充実を目指します。

事業の評価等

①地域子育て支援センター事業	担当課：福祉課	評価：B
○子育て中のリフレッシュ支援育児相談として、毎週3回、火・水・金曜日に開設しています。家庭保育中の親子が参加し、利用者も微増してきていますが、まだまだ少ない利用状況です。今後は、より一層参加を促す周知に努めます。		
②放課後児童健全育成事業 (放課後子ども教室)	担当課：社会教育課	評価：A
○放課後や土曜日等に、子ども達の活動拠点を設けるため、年間約290日、464名が利用しています。今後は子ども達の適切な遊び場や生活の場を確保するために指導員の研修向上を図り、放課後子ども総合プランとの整合性を図りながら、各種機関と連携し事業を推進します。		
③子育て支援事業に関する情報提供	担当課：福祉課	評価：B
○子育て支援事業に関するパンフレットを配布したり、事業開催の詳細を2か月に一回町の回覧で周知しています。今後も継続的に周知を行い、転入者や新たに母親になる方へは、妊婦健診や乳幼児検診等を活用して周知を行います。		
④おいしくぱくぱく教室、ヘルシーっ子教室	担当課：保健衛生課	評価：A
○親子クッキング教室などの親子交流会事業時に、調理・栄養・健康教育事業を行い、正しい食生活の指導・正しい生活習慣の確立を意識付けさせることができました。今後も継続して事業を推進します。		





⑤読み聞かせ事業 (緑の町のお話会)(野の花の会)	担当課：図書館	評価：A
○支援センター・小学校・保育所・放課後子ども教室での読み聞かせ実施しました。野の花の会による読み聞かせでは、保育園(所)899人、小学校695人、緑の町のお話会では18人を対象に実施しました。今後も継続して事業を推進します。		
⑥異年齢児・世代間交流事業	担当課：福祉課	評価：C
○異年齢児との交流(乳幼児・児童生徒)、老人との交流、近隣の福祉施設訪問等の世代間交流の実施をとおして、幅広い年代との交流を深めることができました。また、福祉施設への訪問や敬老会のアトラクションに参加し、地域の活性化を図ることができました。今後も敬老会・福祉大会・チャリティーなどの各種大会への参加を促進し、継続して事業を推進します。		

推進施策2 保育サービス

現状と課題

- 本町はこれまで、働く母親にとっては保育時間が短いなどの理由により、働きにくい地域といわれたことがありましたが、近年は延長保育制度などにより、改善されてきています。また、子どもを預ける施設を選択する上で、各施設の特徴や雰囲気事前に分かるような情報の公開も望まれています。
- 働いていない母親からは、就学前の幼児への教育機関として、幼稚園の利用希望や、急な用事等の場合に利用できる一時預かりサービスや子育て支援センターの内容の充実が求められています。
- 第一期計画の評価結果では、事業の停滞や未実施はありませんでした。

今後の推進策

- 子育て中の保護者への経済負担を考慮して、保育料の軽減を図ります。
- 保護者の多様な就労形態に対応できるよう乳児保育、延長保育等を行う保育所や認定こども園の充実、拡充を図るとともに、短時間就労であっても就労時間帯によっては保育標準時間認定を行うなど、常に保護者の保育ニーズの動向を見ながら各種サービスの充実策を検討していきます。
- 老朽化してきた施設にあっては、環境改善及び安全対策のための補助事業の導入や、施設の改修改築を計画的に進めていきます。
- 子ども・子育て支援新制度により、各施設がより一層特徴のある保育や教育を行うこととなりますが、施設に対し、ホームページ等を作成・活用していただけるよう働きかけ、その情報がより広く周知されるよう図っていきます。





事業の評価等

①通常保育	担当課：福祉課	評価：A
○待機児童なく保育の受け入れができ、保護者の勤務事情等により、広域入所も実施しています。今後も継続して事業を推進します。		
②延長保育事業	担当課：福祉課	評価：A
○保護者の就労形態に対応し、利用希望者はすべて受け入れました。今後も保護者のニーズに対応しながら事業を推進します。		
③一時保育事業	担当課：福祉課	評価：A
○保護者の希望に対応し、利用希望者は、すべて受け入れました。今後も保護者のニーズに対応しながら事業を推進します。		
④地域子育て支援拠点事業	担当課：福祉課	評価：A
○子育て家庭の育児不安等に対して、育児支援や地域子育てサークル等の支援を実施しました。イベント開催では多くの利用者が訪れ、地域の活性化を図りました。今後も継続して事業を推進します。		
⑤低年齢児（0歳）保育の充実	担当課：福祉課	評価：A
○育休明けからの受け入れ体制も図りました。今後も継続して事業を推進します。		

推進施策3 地域における子育ての支援

現状と課題

- 町ホームページや広報紙の活用や、子育て支援情報誌の発行を通して多くの方々にわかりやすい情報を提供することや、交流の場の提供だけでなく、支援内容の充実が望まれています。
- 第一期計画の評価結果では、事業の停滞や未実施はありませんでした。

今後の推進策

- 育児サークル等、子育て親子の交流の場の整備を積極的に取り組んでいきます。
- 地域全体で子育てを支えられるように各種講演会や研修会を積極的に開催し、子育てに関する意識啓発に努めていきます。
- 子育て支援に関する情報等を子育てマップ、ガイドブックの作成、インターネット等目に見える形での情報提供に努めていきます。





事業の評価等

①チャイルドネットワーク	担当課：福祉課	評価：C
○子育てや児童虐待防止の対応及び関係機関とのネットワークの強化（保育所・保健協力員・民生委員・保健師・子ども会・PTA・学校・養護教諭）等のため、ケース検討会議を開催し、関係機関との情報共有を図りました。今後も継続して事業を推進します。		
②保健協力員活動	担当課：保健衛生課	評価：A
○各地域に保健協力員を配置し、母子保健事業に協力してもらい、親子の様子を理解し、地域での子育てについての見守りを実施しています。今後も継続して事業を推進します。		
③民生委員児童委員活動	担当課：福祉課	評価：B
○地域における身近な相談・ケース支援地域児童の実態把握をし、関係機関と協力し支援をし、地域学校間での社会教育のため各種会議に出席し、関係機関との情報共有を図りました。今後も継続して事業を推進します。		
④（再掲）地域子育て支援センター事業	担当課：福祉課	評価：B
○子育て中のリフレッシュ支援育児相談として、毎週3回、火・水・金曜日に開設しています。家庭保育中の親子が参加し、利用者も微増してきていますが、まだまだ少ない利用状況です。今後は、より一層参加を促す周知に努めます。		
⑤（再掲）読み聞かせ事業（緑の町のお話会）（野の花の会）	担当課：福祉課	評価：A
○支援センター・小学校・保育所・放課後子ども教室での読み聞かせを実施しました。野の花の会による読み聞かせでは、保育園（所）899人、小学校695人、緑の町のお話会では18人を対象に実施しました。今後も継続して事業を推進します。		

推進施策4 児童の健全育成

現状と課題

- 子ども達の様々な活動を支援するため、学校開放を実施しています。
- 青少年による非行や凶悪な犯罪が社会問題となっていますが、本町では、児童・生徒がJUMPチーム活動を通じ地域安全活動を行っています。
- 第一期計画の評価結果では、「JUMPチーム活動」において事業は実施したが見直しが必要という結果となっています。

今後の推進策

- 子どもが喜びを感じられる機会、達成感を感じられる地域活動の創出を行います。また、次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、学校・家庭・地域が一体となって学校教育や社会教育に取り組んでいきます。
- 子ども達のニーズに沿った子どもの活動拠点施設整備を進め、職員を配置し、主任児童委員、児童委員、ボランティア等と連携を図り、様々な事業を展開し、子どもの居

場所づくりを重点的に取り組んでいきます。

- 今後も青少年の非行防止のため、地域での取り組みを支援していくとともに、家庭や地域の協力を得ながら関係機関と情報交換・連携を図り、補導員による街頭補導活動、学校の長期休みや祭典時の特別街頭補導活動等、非行防止のため連携を強化し、防止活動の充実を推進していきます。
- 「JUMUPチーム活動」においては今後、活動場面での周知のより一層の工夫が求められます。

事業の評価等

①（再掲）放課後児童健全育成事業 （放課後子ども教室）	担当課：社会教育課	評価：A
○放課後や土曜日等に、子ども達の活動拠点を設けるため、年間約290日、464名が利用しています。今後は子ども達の適切な遊び場や生活の場を確保するために指導員の研修向上を図り、放課後子ども総合プランとの整合性を図りながら、各種機関と連携し事業を推進します。		
②子ども会活動	担当課：社会教育課	評価：C
○小学生リーダー研修会・小学生宿泊体験学習・子ども会世話人研修を実施しました。また、社会教育関係団体では、東北町子ども会育成連絡協議会の自主的な活動を補助・支援を行っています。今後も継続して事業を推進します。		
③図書館の充実	担当課：図書館	評価：C
○子ども達の居場所として、過ごしやすい環境や訪れやすい環境にするよう工夫に努めました。今後も子ども達の居場所づくりを推進していきます。		
④社会体育の推進	担当課：スポーツ振興課	評価：A
○地域スポーツ活動等の推進、活動助成として、児童がスポーツへ興味を持ち、生涯にわたりスポーツに携われる環境づくりに努めました。また、東北大会以上に出場する選手に対し、2018（平成30）年度は17件の申請、83名に対し助成金の交付を行いました。今後も継続して事業を推進します。		
⑤JUMPチーム活動	担当課：各学校	評価：D
○町内ゴミ拾いや薬物防止、非行防止等チラシを街頭配布するなど、地域安全活動を手伝っていますが、町内の祭り、イベントなどでの多様な活動場面での周知に努めるなど、より一層認知度を高める活動を工夫しながら事業を推進します。		
⑥リトルJUMPチーム活動	担当課：各学校	評価：A
○あいさつ運動の励行、万引き防止啓発活動等を実施し、学校内外の安全な呼びかけ運動を行うことで、少年非行防止を図りました。今後も継続して事業を推進します。		
⑦更生保護女性の会活動	担当課：福祉課	評価：A
○更生保護精神の向上を図るため、街頭による啓発物品の配布運動を実施しました。今後も継続して事業を推進します。		
⑧心を育てる生涯学習の推進	担当課：社会教育課	評価：C
○町内各行事やボランティアに参加（祭りや地域の行事への参加・老人施設訪問・清掃奉仕活動）したり、家庭教育学級事業で、町内学校及び保育園（所）ごとに自主的な学習の機会を提供しました。今後も継続して事業を推進します。		



⑨-1 街頭指導	担当課：各学校及びPTA	評価：A
○登校時の交通安全指導、長期休業中、祭り時のPTA等による街頭指導を実施し、児童の安全を図りました。(小学校回答) 今後も継続して事業を推進します。		
⑨-2 街頭指導	担当課：各学校及びPTA	評価：B
○下校時に不審者から児童を守る為の見回り等（PTA・学校・民生委員・児童委員・防犯指導隊）。を実施しました。また、運動会、七夕祭り、夏休み、秋祭り、文化祭など時期に合わせて校内、校地内、街頭における指導を行い、生徒の健全育成に寄与しました。(中学校回答) 今後も継続して事業を推進します。		
⑩異文化交流事業	担当課：学務課	評価：B
○外国文化・文化習慣を実際に体験させ、国際社会に対応できる人材育成の推進を図りました。2018（平成30）年度実績では、上北小学校（イギリスの文化について：6年生65人）、蛸沢小学校（台湾の文化について：4年生36人 韓国の文化について：3年生：34人）、甲地小学校（中国の文化について：5・6年生42人 イギリスの文化について：5・6年生42人）、千曳小学校（オーストラリア・ニュージーランドの文化について：全校26人）、水喰小学校（フィリピンの文化について：1・6年生）、上北中学校（台湾交流活動：全校226人）、東北中学校（台湾交流事業：全校209人）を各交流1日程度で実施しました。今後も継続して事業を推進します。		





基本方針2 母親と乳幼児の健康確保・増進

推進施策1 子どもや母親の健康の確保

現状と課題

- 妊娠届時、妊婦委託健康診査受診票14回分交付し、妊婦の健康管理に努めています。
- 里帰り妊婦に対しては、里帰り医療機関との委託契約や健診後の償還払いなど、きめ細かな対応をしています。
- 各種乳幼児健康診査、健康相談受診率は95%以上となっています。
- 今後も、妊娠期から乳幼児にかけて、親子の健康の保持・増進を図り、子育て不安の解消に向けての取り組みが必要です。
- 第一期計画の評価結果では、事業の停滞や未実施はありませんでした。

今後の推進策

- 妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談体制を充実し、親子の健康の保持・増進、子育て不安の解消を図っていきます。
- 心身の発達の遅れのある乳幼児については、医療機関や各種専門スタッフと連携し早期より支援します。

事業の評価等

①妊婦保健指導	担当課：保健衛生課	評価：A
○母子健康手帳交付時、妊娠期における保健指導を実施しました。また、妊娠届出時には全妊婦へ保健指導を実施できました。今後も継続して事業を推進します。		
②妊婦委託健康診査	担当課：保健衛生課	評価：A
○医療機関委託の妊婦健診受診券を14回分発行し、妊婦の健康管理に努めました。今後も継続して事業を推進します。		
③妊婦歯科健康診査	担当課：保健衛生課	評価：B
○医療機関委託の妊婦歯科健康診査受診券を1回分発行し、健診の勧奨を行いました。受診率は約3～4割程度となっているので、今後は受診率向上のための周知等に努めます。		
④妊産婦訪問指導	担当課：保健衛生課	評価：A
○産婦は全産婦、妊婦についてはハイリスク妊婦への訪問を実施し、妊娠・出産・育児に関する保健指導を実施し、妊産婦の不安や悩みの軽減を図りました。今後も継続して事業を推進します。		





⑤モンベベ・サロン	担当課：保健衛生課	評価：A
○2018（平成30）年度から実施している事業で、産前・産後の不安の軽減と仲間づくりをし、安心して妊娠期を過ごし育児に臨めるようサポートすることができました。今後も継続して事業を推進します。		
⑥新生児訪問指導	担当課：保健衛生課	評価：A
○全乳児（新生児）、新生児期以外の訪問では、その母子の状況に合わせて訪問し、乳児乳児（新生児）保健指導を実施しました。今後も継続して事業を推進します。		
⑦乳児委託健康診査	担当課：保健衛生課	評価：A
○医療機関に委託し、1か月、3か月児の乳児健康診査を実施しました。今後も継続して事業を推進します。		
⑧各乳幼児健康診査・相談	担当課：保健衛生課	評価：A
○6か月～5歳まで各節目での乳幼児健診を実施しました。各乳幼児健診・相談において受診率は95%以上となりました。今後も継続して事業を推進します。		
⑨予防接種	担当課：保健衛生課	評価：A
○ポリオ・BCG・四種混合・麻しん・風しん・日本脳炎・ヒブ・肺炎球菌・水痘・二種混合・日本脳炎等定期予防接種の推進の他、任意インフルエンザ予防接種の助成事業を実施しました。今後も継続して事業を推進します。		
⑩医療・医療機関に関する情報提供	担当課：保健衛生課	評価：B
○身近な医療に関する情報提供として、町内外の医療機関、小児科、産科に関する情報提供を行いました。今後も継続して事業を推進します。		

推進施策2 食育

現状と課題

- 子どもに肥満傾向児が多く、またやせの子どもも増えている傾向が見受けられます。
- 朝食欠食者が減少していないことから、子どもの頃からの望ましい生活習慣の定着を強化していくことが必要であると考えられます。
- 第一期計画の評価結果では、事業の停滞や未実施はありませんでした。

今後の推進策

- 子どもの頃から、正しい食習慣を体験学習し実践できるよう知識の定着を図るとともに、食への興味を育てていきます。
- 肥満等につながる生活習慣は、子どもの時期に形成されることから、若年期からの食教育の普及定着を図る必要があります。このため子どもの頃から積極的な食育を推進していきます。



事業の評価等

①（再掲）おいしくぱくぱく教室	担当課：保健衛生課	評価：A
○親子クッキング教室などの親子交流会事業時に、調理・栄養・健康教育事業を行い、正しい食生活の指導・正しい生活習慣の確立を意識付けさせることができました。今後も継続して事業を推進します。		
②（再掲）ヘルシーっ子教室	担当課：保健衛生課	評価：A
○親子クッキング教室などの親子交流会事業時に、調理・栄養・健康教育事業を行い、正しい食生活の指導・正しい生活習慣の確立を意識付けさせることができました。今後も継続して事業を推進します。		
③小学生クッキング教室	担当課：保健衛生課	評価：A
○栄養教育および調理実習を通して、調理の仕方や栄養教育を行いました。今後も継続して事業を推進します。		
④ジュニアクッキング	担当課：保健衛生課	評価：A
○栄養教育および調理実習を通して、調理の仕方や栄養教育を行いました。今後も継続して事業を推進します。		
⑤学校保健との連携	担当課：保健衛生課	評価：A
○学校の保健栄養士と連携し、食生活に関するデータ分析、情報提供を行い、食生活の改善指導等について見直しを図りました。今後もより一層連携を強化し、事業の改善に努めます。		
⑥PTA・子ども会との連携	担当課：保健衛生課	評価：A
○講話や調理実習を通して、PTAと子供会の連携を深めることができました。今後も継続して事業を推進します。		

推進施策3 思春期保健対策

現状と課題

- 喫煙・飲酒・薬物乱用等健康への影響だけでなく、不登校・ひきこもりなどの心の問題も深刻化、社会問題化しています。
- 自分自身が命・性・体・心などの課題を自分の問題として捉え、自己決定できる力を備えることが必要です。
- 第一期計画の評価結果では、事業の停滞や未実施はありませんでした。

今後の推進策

- 児童・生徒に性・妊娠・出産等の知識をもってもらうため、各年齢に応じた健康教育を実施していきます。
- 学校や関連機関と連携を図りながら、早い時期から喫煙・飲酒・薬物に関する教育・相談・啓発活動を進め、予防に努めます。



事業の評価等

①思春期教室 (赤ちゃんふれあい体験学習)	担当課：保健衛生課	評価：A
○乳幼児とふれあう機会を通し、父性、母性を養い、生命の尊さを学ぶことを目的に赤ちゃんふれあい体験学習を実施しました。今後も継続して事業を推進します。		
②思春期教室(命の出前講座)	担当課：保健衛生課	評価：A
○性や妊娠・出産について学び、それにより自他の命の大切さに気付くことを目的に命の出前講座を実施しました。今後も継続して推進します。		
③喫煙・飲酒・薬物に関する健康教室	担当課：学務課	評価：B
○学校教育を通しての保健指導を実施しました。また、各校の判断で年1回薬物乱用教室を開催しました。今後も継続して事業を推進します。		
④講演会・研修会	担当課：社会教育課	評価：C
○性教育を親として子どもに伝える方法を学ぶために、家庭教育学級などの一般公開講演会を実施しました。また、家庭教育学級事業では、町内学校及び保育園(所)ごとに自主的な学習の機会を提供しています。今後も継続して事業を推進します。		

推進施策4 小児医療の充実

現状と課題

- 東北町乳幼児医療費助成事業は、駐留軍等の再編による飛行訓練の増加に伴う町民の不安を解消し、併せて高校生以下の子どもが医療、保険各法により医療給付を受けた場合、医療費の自己負担に係る費用を助成することで、子育て費用の負担軽減を図り、且つ疾病の早期治療による重篤化を防ぐことを目的としています。
- 制度についてホームページや広報で周知する活動はしていますが、未だに申請をせず医療機関を利用している方がいる可能性もあるので、申請の促進を行い町内の子ども全員が対象となるようにしていく必要があります。
- 第一期計画の評価結果では、事業の停滞や未実施はありませんでした。

今後の推進策

- 広報等で制度に関するお知らせを充実させ、町民からの要望があった場合はできるだけ対応するよう努めます。
- 子どもを安心して育てていくため、医療環境整備と情報提供に努めます。





事業の評価等

①子どもの医療の給付	担当課：福祉課	評価：A
○医療に関する情報提供及び医療費の公費負担をし、対象者からの各種申請に対し、迅速に対応し、実施しました。また、未申請の対象者に対して勧奨を行いました。今後も継続して事業を推進します。		





● 基本方針3 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

推進施策1 次代の親の育成

現状と課題

- 人口減少、少子高齢化による家族形態の変化は、次代を担う子ども達へも影響を及ぼすと考えられ、子どもを生き育てることや家庭を築くことの大切さを理解できるよう、行政と地域が一体となった取り組みが必要です。
- 自分自身が命・性・体・心などの課題を自分の問題として捉え、自己決定できる力を備えることが必要です。
- 第一期計画の評価結果では、事業の停滞や未実施はありませんでした。

今後の推進策

- 男女が協力し家庭を築くこと、子どもを生き育てることの意義を啓発するとともに、地域社会の環境整備を進めます。
- 児童・生徒が子どもを生き育てることや家庭を築くことの大切さを理解できるようにするため、保育所、幼稚園、乳幼児健診の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げるための取り組みを推進していきます。
- 職場優先の意識や固定的な役割分担意識を是正し、仕事と家庭や子育てを両立できるよう、地域や家庭、職場、学校教育等を通じ男女共同参画意識の普及定着を図るとともに、家事、育児等の知識・技術の習得など学習機会の提供に努めます。
- 保育所の行事など、親同士が交流できる機会の周知に努めます。
- 地域行事等に小・中学生をボランティアとして参加させ、乳幼児とふれあう機会を広げます。

事業の評価等

①（再掲）思春期教室（赤ちゃんふれあい体験学習）	担当課：保健衛生課	評価：A
○乳幼児とふれあう機会を通し、父性、母性を養い、生命の尊さを学ぶことを目的に赤ちゃんふれあい体験学習を実施しました。今後も継続して事業を推進します。		
②（再掲）思春期教室（命の出前講座）	担当課：保健衛生課	評価：A
○性や妊娠・出産について学び、それにより自他の命の大切さに気付くことを目的に命の出前講座を実施しました。今後も継続して推進します。		



③（再掲）異年齢児・世代間交流事業	担当課：福祉課	評価：C
○異年齢児との交流（乳幼児・児童生徒）、老人との交流、近隣の福祉施設訪問等の世代間交流の実施をとおして、幅広い年代との交流を深めることができました。また、福祉施設への訪問や敬老会のアトラクションに参加し、地域の活性化を図ることができました。今後も敬老会・福祉大会・チャリティーなどの各種大会への参加を促進し、継続して事業を推進します。		
④（再掲）講演会・研修会	担当課：社会教育課	評価：C
○性教育を親として子どもに伝える方法を学ぶために、家庭教育学級などの一般公開講演会を実施しました。また、家庭教育学級事業では、町内学校及び保育園（所）ごとに自主的な学習の機会を提供しています。今後も継続して事業を推進します。		
⑤男女共同参画の意識普及（講演会・広報）等	担当課：企画課	評価：C
○幼少期からの男女平等意識の啓発のために、東北町男女共同参画プラン（2012（平成24）～2021（令和3）年度）を策定し、女性も男性も自分の生き方にチャレンジできる社会、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い社会のあらゆる分野に対等な立場で参加できる社会を目指しています。2015（平成27）年度には「女性活躍推進法」が成立し、2016（平成28）年度には県で「第4次あおり男女共同参画プラン21」が策定され男女共同参画に関する社会は大きく変化しています。また、それに伴い開催される研修会や講演会など広報や回覧を利用し広く町民に周知し参加促進を図りました。今後も継続して事業を推進します。		

推進施策2 学校の教育環境等の整備

現状と課題

- 学校施設の計画的整備や社会変化に即した教育内容の充実を積極的に進めてきましたが、少子化等に伴い児童・生徒が年々減少しており、適正な学級・学校運営が困難になることが予想され、その対策が大きな課題となっているほか、生きる力を育む教育内容の一層の充実、安全・安心な環境づくり等が課題となっています。
- 第一期計画の評価結果では、事業の停滞や未実施はありませんでした。

今後の推進策

- 学校施設の整備及び統合を一体的に推進し、快適で安全な環境づくりに努めるとともに、確かな学力や豊かな人間性、健康・体力など生きる力の育成に向けた教育内容の充実、心の問題への対応、家庭や地域と一体となった、開かれた、信頼される学校づくり、安全対策の強化、給食体制の充実、さらには教職員の資質向上など、総合的な取り組みを進めていきます。
- 豊かな人間性や社会性、生命の大切さ、自尊感情を育むため、道徳教育や人権尊重の教育をはじめ、健康教育、特別活動等におけるボランティア活動、自然体験活動などの体験的な活動等の充実を図っていきます。
- 障がいのある生徒が卒業後自立した生活を送り、地域社会で生きていく技能を身につけ、必要に応じて様々な支援を活用し、他者と関わりながら自分の生き方を自分で



選択し決定する生きる力を培う教育を推進していきます。

事業の評価等

①授業の充実	担当課：学務課	評価：B
○本町策定の学力向上アクションプランに結びつけ事業を推進できました。今後も基礎的・基本的内容を明確にし、定着を強く意識した授業実践のほか、よさやつまづきなど児童生徒の実態を把握し、自力解決の場の設定と指導の工夫や学び方が身につく学習過程と、評価に応じた具体的な指導の工夫および学習習慣の確立を目指していきます。また主体的・体験的な学習を育む図書館機能の積極的活用に努めます。		
②道德教育の充実	担当課：学務課	評価：B
○校内指導体制の整備・充実と道德の時間の確保を行いました。今後も道德の指導内容との関連を図った体験活動や地域社会参加意識を高揚させ、温かい人間関係づくりや主体的活動を育むための学級活動の工夫をしながら、事業を推進します。		
③特別活動の充実	担当課：学務課	評価：B
○温かい人間関係づくりや主体的活動を育むための学級活動の工夫、学校や地域および児童生徒の実態に即した児童生徒会活動の工夫、子どもの希望や発想を生かしたクラブ活動の工夫を図りながら事業を推進できました。今後も継続して事業を推進します。		
④体育・健康教育の充実	担当課：学務課	評価：B
○教育活動全体で進んで運動に取り組む場の設定と集団行動の適切な指導、よりよい生活習慣づくりを目指した保健安全に関する計画的、啓発的な指導、望ましい食習慣形成に向けた食に関する計画的、総合的な指導を実施しました。今後も運動の楽しさや喜びを味わわせる指導の充実に努めます。		
⑤生徒指導の充実	担当課：学務課	評価：B
○本町策定の学力向上アクションプランに結びつけ事業を推進できました。今後も基本的な生活習慣と学習習慣を身につけさせるための共通理解と計画的・系統的な取り組みや、教師と児童生徒・児童生徒相互の好ましい人間関係を目指す学級・学年の経営を目指し、個々の児童生徒に応じ、多様に対応する教育相談等の実施に努めます。		
⑥キャリア教育の推進	担当課：学務課	評価：B
○日常生活や活動の場に具体的なめあてを持たせる指導と評価の工夫（小学校回答）、視野や人生観を広げ、将来の生き方や進路について考える機会の推進（中学校回答）を図りました。今後は、自己実現を図るための夢や希望を育む計画的・継続的な指導の充実に努めます。		
⑦国際化に対応する教育の推進	担当課：学務課	評価：B
○「郷土理解」「異文化理解」「コミュニケーション能力の育成」と、指導内容との関連を明確にした取り組みや、外国語指導助手（ALT）や地域に住む外国人、海外体験者などとの積極的な交流を実施しました。今後も郷土の文化や伝承についての理解を深め、継続して事業を推進します。		
⑧情報化に対応する教育の推進	担当課：学務課	評価：C
○教職員のコンピュータ操作技術の習得・向上と活用意識の高揚を図るとともに、児童生徒がコンピュータになれ親しむためのコンピュータ教室等の整備・充実を図りました。また、情報化の持つ「影」の部分に配慮した、モラル等に関する家庭との連携による指導も推進しました。今後は、全小中学校へコンピュータ教室用デスクトップ端末と4～5人のグループで使用するためのタブレット端末、全普通教室に電子黒板用プロジェクターを順次更新・整備していき、コンピュータ教室用デスクトップ端末には、プログラミング学習教材を順次導入し、情報化社会への環境づくりを整備してい		



きます。		
⑨環境教育の推進	担当課：学務課	評価：B
○発達段階に応じた資質や能力の明確化とその学習内容の吟味し、地域の環境についての理解と児童生徒の実態把握および事後指導の充実や、地域の環境を生かした体験的な学習の充実と行動力の育成につながる家庭や地域社会との連携を図りました。今後も継続して事業を推進します。		
⑩特別支援教育の充実	担当課：学務課	評価：B
○校内の実情に応じた指導体制づくりと特別な支援を必要とする児童生徒の共通理解を深め、障がい特性、将来の進路、指導方法についての保護者等の相互理解の深化に努めました。今後は、社会的自立を意識した体験的な活動の工夫と活動の様子や学習の歩みが見える環境づくりに努めながら事業を推進します。		
⑪研修の実施	担当課：学務課	評価：B
○確かな学力の定着に向けた、授業改善を図る実践的研究体制の整備や、研究対象以外の教科書および今日的課題に関する研修機会の充実を図り、教育課題の焦点化に基づいた具体的な仮説の設定と実践の日常化に努めました。今後も町の学校教育振興会の中にある研修委員会で職員の研修などを行いながら事業を推進します。		

推進施策3 家庭や地域の教育力

現状と課題

- スポーツ少年団では、子どもから高齢者まで多くの町民がスポーツを生活の中に位置づけ、生涯にわたりスポーツを親しむことができる生涯スポーツ社会の実現のため、スポーツ関係団体等との連携や情報提供の整備充実、指導者の養成・確保、スポーツ施設の整備充実、競技スポーツの推進など、スポーツに親しむ環境づくりを実施してきました。現在は、活動競技・種目も多種に渡り、子ども達の多様なニーズに応えることが可能となりました。また、従来まで子ども達のスポーツへの参加は学校が中心となり行われてきましたが、現在はスポーツ少年団活動を通じ、地域活動と一体となった取り組みが推進され、各種スポーツ活動の場も整備されてきたことから、だれもが気軽に参加できる環境が整備されつつあり、後期計画の実施において、目標はほぼ達成されたものと認識されます。今後は総合型地域スポーツクラブの発足を検討するなど、少子化に伴う子ども達の減少による単位団体の小規模化の改善を図る必要があります。
- 第一期計画の評価結果では、事業の停滞や未実施はありませんでした。

今後の推進策

- 子どもを地域社会全体で育てる観点からも、学校と家庭及び地域の連携の下に家庭や地域における教育力を総合的に高めることを推進します。
- 地域における子ども会育成活動や地域行事への子どもの参加、子育てグループの活動など地域の教育力を高める活動に対する支援に努めます。





- 保育所の教育機能や施設を開放して子育て相談・情報提供を実施します。
- 子ども達を財政面・労力面・精神面で支援できる育成母集団の育成に努め、その自助努力はもとより、関係機関・各種団体による様々な対応や働きかけを推進します。

事業の評価等

①（再掲）子ども会活動	担当課：社会教育課	評価：C
○小学生リーダー研修会・小学生宿泊体験学習・子ども会世話人研修を実施しました。また、社会教育関係団体では、東北町子ども会育成連絡協議会の自主的な活動を補助・支援を行っています。今後も継続して事業を推進します。		
②（再掲）読み聞かせ事業 （緑の町のお話会）（野の花の会）	担当課：図書館	評価：A
○支援センター・小学校・保育所・放課後子ども教室での読み聞かせ実施しました。野の花の会による読み聞かせでは、保育園（所）899人、小学校695人、緑の町のお話会では18人を対象に実施しました。今後も継続して事業を推進します。		
③スポーツ少年団	担当課：スポーツ振興課	評価：A
○年1回青森原燃テクノロジーセンターとの共催で現役スポーツ選手や講師を招き、スポーツ教室を行うなど子供達がスポーツに興味を持つ機会を上げました。今後も子どもたちがこれから生涯を通じてスポーツに親しむことができる機会と場所を地域全体で作り上げるよう、継続して事業を推進します。		
④（再掲）講演会・研修会	担当課：社会教育課	評価：C
○性教育を親として子どもに伝える方法を学ぶために、家庭教育学級などの一般公開講演会を実施しました。また、家庭教育学級事業では、町内学校及び保育園（所）ごとに自主的な学習の機会を提供しています。今後も継続して事業を推進します。		

推進施策4 子どもを取り巻く有害環境対策

現状と課題

- 青少年非行を防止するため、健全育成に関する啓発や地域ぐるみでの青少年健全育成活動の推進など犯罪を未然に防ぐ地域社会づくりを進めます。
- 子どもに対する悪影響が懸念される有害図書について立入調査の実施や、子どもの犯罪被害が懸念されるインターネットの適正利用を啓発するための検討が必要です。
- 第一期計画の評価結果では、「喫煙防止」事業が未実施となっていたため、早期の事業実施の検討が必要です。

今後の推進策

- 多感な児童・生徒への相談しやすい体制づくりに努めます。
- 警察と連携を取りながら、有害図書やビデオなどが販売されている自動販売機の設置規制や店頭での区分陳列などを必要に応じて指導していきます。


事業の評価等

①-1 巡回指導	担当課：各学校及びPTA	評価：A
○各校PTAやボランティアによる巡視や見守り活動を実施しました。今後も青少年の非行防止に努めながら、継続して事業を推進します。(小学校回答)		
①-2 巡回指導	担当課：各学校及びPTA	評価：B
○PTAやボランティアによる運動会、七夕祭り、夏休み、秋祭り、文化祭など時期に合わせて校内、校地内、街頭における各種巡回指導を実施しました。今後も生徒を取り巻く有害環境把握に努めながら、継続して事業を推進します。(中学校回答)		
②喫煙防止	担当課：学務課	評価：E
○現在本町では未実施のため、学校での喫煙防止教育・指導、民生委員を通じての喫煙防止の視聴覚教材提供に努めます。また、薬物乱用教室の中で講師が取り上げるなど、教育・指導方法等を検討しながら事業に取り組みます。		
③情報化社会への対応	担当課：学務課	評価：C
○インターネット・携帯電話等情報化社会に対する教育の一環として、インターネットや携帯電話等によるトラブルを未然に防ぐため、各学校で情報モラル教育を実施しました。今後も時代の変化に対応しながら、継続して事業を推進します。		





基本方針 4 子育てを支援する生活環境の整備

推進施策 1 良質な住宅の確保

現状と課題

- 子育て支援に関する意向調査結果をみると、交通の便の良い所や、公共施設に近い場所へ公共住宅を設置してほしい、といった声があります。
- 第一期計画において評価する事業は、ありませんでした。

今後の推進策

- 子育てを担う若い世代を中心とした広くゆとりのある住宅を確保することができるよう、良質な住宅の供給を支援します。
- 公園、緑地環境や道路などの整備を推進し、妊婦・子ども連れにとって利用しやすい住環境づくりに努めていきます。

推進施策 2 安全な道路交通環境の整備

現状と課題

- 県内有数の豪雪地帯である本町においては、生活道路のみならず、歩道の除排雪について、通勤通学の時間帯に合わせた迅速な対応が求められています。
- 第一期計画の評価結果では、事業の停滞や未実施はありませんでした。

今後の推進策

- 歩道、ハンプ、クランク等を重点的に整備するとともに、通学路の安全確保のための点検調査を推進します。
- 子どもや子ども連れの親等にも配慮した交通安全施策の整備を促進するとともに、子どもの交通事故防止についての広報・啓発活動を推進していきます。

事業の評価等

①歩道の確保	担当課：建設課	評価：A
○冬場の通学路の除雪を計画通りに実施しました。今後も冬場の通学路の確保には、特に注意を払いながら、事業を推進していきます。		



②交通安全教室	担当課：総務課	評価：B
○毎年児童を対象とし、蛸沢小学校、甲地小学校、千曳小学校で参加人数を1回5名程度とした交通安全教室を開催し、交通安全に対する知識を高めています。今後も交通安全の場を通して安全教育の実施に努めます。		
③チャイルドシートとシートベルトの着用推進とPR	担当課：総務課	評価：B
○健診時や保育所でPRするとともに、年3日程度旭町バス停付近において、東北町長や七戸警察署員、交通安全関係団体（交通安全協会、交通安全母の会、交通指導隊）20名程度が街頭活動を行い、運転者や歩行者に対し、反射材等の交通安全啓蒙品と共に注意喚起のチラシを配りながら、チャイルドシート・シートベルト着用を周知・推進しました。今後も継続して事業を推進します。		

推進施策3 安心して外出できる環境の整備

現状と課題

- 子育て支援に関する意向調査結果をみると、安心して子どもを遊ばせることのできる公園が増えることを希望する声があります。
- また、町の公園に行きたいが平地の部分が少なく、ボールなどで遊べない、廃校になった小学校の周りは草だらけで、遊び場にもならず近くに公園もない、小さい子どもでも安心して遊べる場所がほしいという声や、雨の日でも室内の遊具で遊べるような施設があればいい、という声もありました。
- 第一期計画の評価結果では、事業の停滞や未実施はありませんでした。

今後の推進策

- すべての人が安心して外出できるように道路、公園、公共交通機関、公共建築物等の段差の解消等のバリアフリー化に努めます。
- 不特定多数の人が利用する施設への託児コーナー、授乳コーナー、機能トイレの設置や広いスペースの確保等に取り組んでいきます。

事業の評価等

①公共施設の整備	担当課：建設課・企画課	評価：B
○授乳室の設置や、子育て世代が安心して利用できる整備（子ども用トイレ・ベビーベット等）、妊産婦・乳幼児連れの人等すべての人が安心して外出できるよう道路・公園等の整備・維持管理に努めました。今後はバリアフリー化も進めながら、事業の推進を図ります。		
②危険箇所の点検実施	担当課：総務課	評価：B
○年3日程度、東北町長、七戸警察署員、交通安全関係団体（交通安全協会、交通安全母の会、交通指導隊）と情報交換しながら、交通死亡事故が発生した箇所及びその危険性がある箇所を現場検証し、事故要因に対する認識の共有及び対策について意見交換を行いました。今後も継続して事業を推進します。		



推進施策4 安心・安全なまちづくり

現状と課題

- 子育て支援に関する意向調査結果をみると、通学路の見直し、修繕をしてほしい、今の通学路が人気の少ない所なので、子どもを歩かせて帰って来るのに不安がある、という声が聞かれました。
- 第一期計画の評価結果では、事業の停滞や未実施はありませんでした。

今後の推進策

- すべての子ども達が犯罪等の被害にあわないようなまちづくりの一環として、道路、公園等の公共施設について、犯罪の防止に配慮した環境設計を行います。
- 通学路等における防犯灯、緊急通報装置の設置等の整備を推進していきます。
- 通学路やその周辺の民家、商店等の協力による青少年の緊急避難場所の確保など、地域住民が主体となって行う地域安全活動に対する支援を行います。

事業の評価等

①危機管理への対応	担当課：福祉課・学務課	評価：C
○各学校では危機管理マニュアルがあり、訓練等を実施しました。（学務課回答）また、各認定こども園、保育園では、危機管理マニュアルを作成している園と作成していない園があり、避難訓練は全ての園が実施しました。今後は、危機管理マニュアルを作成していない園については、早期の作成を促し、子ども達を安全から守るための対応に努めます。（福祉課回答）		
②（再掲）危険箇所の点検実施	担当課：総務課	評価：B
○年3日程度、東北町長、七戸警察署員、交通安全関係団体（交通安全協会、交通安全母の会、交通指導隊）と情報交換しながら、交通死亡事故が発生した箇所及びその危険性がある箇所を現場検証し、事故要因に対する認識の共有及び対策について意見交換を行いました。今後も継続して事業を推進します。		
③広報等による啓発活動	担当課：総務課	評価：B
○防災広報無線や情報配信サービス「ぼうさいメール」を使用し、「車のライトの早め点灯の推奨」や「七戸警察署管内の詐欺被害情報、声掛け事案情報」等を発信し、交通安全や防犯情報について町民へ情報提供を行いました。今後も安全・防犯・事故等について分かりやすく情報を町民に伝えるよう努めます。		
④防犯灯の設置推進	担当課：総務課	評価：B
○東北電力や電気工事組合からの防犯灯の寄贈を活用した新設、及び町内会の新設や修理に対する補助金交付を行い、年間20灯程度の防犯灯を新設・修理を実施しました。今後も安全・安心なまちづくりを目指して事業を推進します。		



基本方針5 職業生活と家庭生活との両立支援

推進施策1 多様な働き方の実現と働き方の見直し

現状と課題

- 本町では、2015（平成27）年8月に女性活躍推進法第15条第6項に基づき東北町における特定事業主行動計画（2016（平成28）年度から2021（令和3）年度）を策定し、2020（令和2）年度までに育児休業を取得する男性職員の割合を13%以上、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の割合を80%と目標設定し、事業を推進しています。
- また、「あおもりイクボス宣言企業」に登録し、企業における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に取り組み、個々の事情に応じた働き方を応援している企業もあります。
- 第一期計画の評価結果では、事業の停滞や未実施はありませんでした。

今後の推進策

- 職業生活と家庭生活の両立を促すため労働時間短縮の普及・啓発を行うとともに、先行事例などの紹介や、休暇取得を促進するための制度の創設を企業に働きかけていきます。

事業の評価等

①男女共同参画の普及	担当課：企画課	評価：C
○本町における特定事業主行動計画に基づき、性別役割分担意識の改革、地元企業事業主への啓発、幼少期からの男女平等意識の啓蒙に努め、平成29年度は配偶者出産休暇取得率が72.7%と増加傾向にあります。今後は多様な働き方を選択できるように働き方の見直しを啓蒙・啓発しながら、目標達成を目指し事業を推進します。		

推進施策2 仕事と子育ての両立の推進

現状と課題

- 現在本町においては、保育サービス、放課後子ども教室等の推進により、子育てをしながら働きやすい町を目指してきました。しかし、育児・介護休暇等がとりづらい、労働時間が長いなどの理由により、仕事と子育ての両立に不安を感じている人も少なくはありません。こうした人達が、仕事においてやりがいや達成感を感じながら働けるように多様な支援を推進していく必要があります。





○第一期計画の評価結果では、事業の停滞や未実施はありませんでした。

今後の推進策

- 先行事例の紹介や育児等休業期間中の会社情報の提供等を企業に働きかけるなど、育児等休業取得者の不安の軽減を図っていきます。
- 育児・介護休業が取得しやすい職場をつくるため、次世代の育成を社会全体で支えることの意義について企業等に周知を図っていくとともに、勤務時間短縮等の制度の実施など、職場環境の整備に係わる広報啓発を進めていきます。
- 出産、子育てのために一旦、仕事を辞めた後の再就職が可能となるよう、情報提供や相談、自己啓発・能力開発のための講習、研修等、多様な支援を推進していきます。
- 子育てについて、夫婦、家族が協力し、一人だけの負担とならぬよう、男女共同参画の重要性の啓蒙に努めます。

事業の評価等

①保育サービス	担当課：福祉課	評価：A
○通常保育、延長保育、一時保育、地域子育て支援拠点、低年齢児保育の実施をしています。今後も多様な就労に合わせた保育サービスの充実を図りながら、事業を推進します。		
②（再掲）放課後児童健全育成事業（放課後子ども教室）	担当課：社会教育課	評価：A
○放課後や土曜日等に、子ども達の活動拠点を設け、保護者が安心して子育てしながら就労できるように優先的利用の支援を促進しました。年間約290日、464名が利用しています。今後は子ども達の適切な遊び場や生活の場を確保するために指導員の研修向上を図り、放課後子ども総合プランとの整合性を図りながら、各種機関と連携し事業を推進します。		
③（再掲）男女共同参画の普及	担当課：企画課	評価：C
○本町における特定事業主行動計画に基づき、性別役割分担意識の改革、地元企業事業主への啓発、幼少期からの男女平等意識の啓蒙に努め、2017（平成29）年度は配偶者出産休暇取得率が72.7%と増加傾向にあります。今後は多様な働き方を選択できるように働き方の見直しを啓蒙・啓発しながら、目標達成を目指し事業を推進します。		

基本方針6 子ども等の安全の確保

推進施策1 交通安全の確保

現状と課題

- 昨今子どもが犠牲になる事故や、高齢運転者による事故が相次いで発生しています。このため、2019（令和元）年6月18日に未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策が関係閣僚会議決定し、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路の安全確保や、地域ぐるみで子どもを見守るための対策等が求められています。
- 第一期計画の評価結果では、事業の停滞や未実施はありませんでした。

今後の推進策

- 子どもや妊婦などが安心して通行できる安全な道路交通環境の整備を推進するとともに、事故の未然防止のための交通安全教育及び広報を推進していきます。
- チャイルドシートの使用方法及び効果について普及啓発活動を行うとともに情報提供等の充実策を推進していきます。

事業の評価等

①（再掲）歩道の確保	担当課：建設課	評価：A
○冬場の通学路の除雪を計画通りに実施しました。今後も冬場の通学路の確保には、特に注意を払いながら、事業を推進していきます。		
②-1（再掲）交通安全教室	担当課：各学校	評価：A
○各校で行われている交通安全教室は、それぞれ地域や児童の実態に応じて適切に効果的に実施しました。今後も交通安全の場を通して繰り返し安全教育を実施していきます。（小学校回答）		
②-2（再掲）交通安全教室	担当課：各学校	評価：B
○入学早々に、上北駐在所長を招いて、交通安全教室を全校生徒対象に実施しました。今後も交通安全の場を通して繰り返し安全教育を実施していきます。（中学校回答）		
③（再掲）チャイルドシートとシートベルトの着用推進とPR	担当課：総務課	評価：B
○健診時や保育所でPRするとともに、年3日程度旭町バス停付近において、東北町長や七戸警察署員、交通安全関係団体（交通安全協会、交通安全母の会、交通指導隊）20名程度が街頭活動を行い、運転者や歩行者に対し、反射材等の交通安全啓蒙品と共に注意喚起のチラシを配りながら、チャイルドシート・シートベルト着用を周知・推進しました。今後も継続して事業を推進します。		
④-1 新入学時の街頭指導	担当課：各学校	評価：A
○小学校入学した児童を対象に各地区で実施し、4月の新入学期の交通安全に係る指導により、児童の安全を図りました。今後も継続して事業を推進します。（小学校回答）		



④-2 新入学時の街頭指導	担当課：各学校	評価：B
○小学校入学した児童を対象に、交通安全教室後各地区で一週間の街頭指導を実施しました。今後も継続して事業を推進します。(中学校回答)		

推進施策2 犯罪等の被害から子どもを守るための活動

現状と課題

- 現在本町においては、地域と関係機関が連携したパトロール活動や防犯灯設置補助を行っており、今後とも事業の推進が求められています。
- 第一期計画の評価結果では、「喫煙防止」事業が未実施となっていたため、早期の事業実施の検討が必要です。

今後の推進策

- 警察、学校、児童福祉施設等の管理者、地域住民、保護者などが連携し、公園や通学路等への防犯灯の整備や子どもに対する犯罪の発生状況、犯罪が頻発している場所や、地域において安全を確保するために必要な情報の共有化の推進などの取り組みを進めていきます。
- 子ども達を対象とした防犯指導の推進や地域への防犯活動等への支援を、関係機関、団体と連携を図り推進していきます。

事業の評価等

① (再掲) 喫煙防止	担当課：学務課	評価：E
○現在本町では未実施のため、学校での喫煙防止教育・指導、民生委員を通じての喫煙防止の視聴覚教材提供に努めます。また、薬物乱用教室の中で講師が取り上げるなど、教育・指導方法等を検討しながら事業に取り組みます。		
② (再掲) 情報化社会への対応	担当課：学務課	評価：C
○インターネット・携帯電話等情報化社会に対する教育の一環として、インターネットや携帯電話等によるトラブルを未然に防ぐため、各学校で情報モラル教育を実施しました。今後も時代の変化に対応しながら、継続して事業を推進します。		
③-1 パトロール活動	担当課：総務課・学務課	評価：C
○安全安心まちづくり旬間期間中や各種まつり期間中の夜間巡回及び雑踏警備を実施しました。(総務課回答) また、町主導で学校・警察・県と合同安全点検を行い危険箇所の把握に努めました。祭り期間中は先生等の見回りも実施しました。今後も継続して事業を推進します。(学務課回答)		



③-2パトロール活動	担当課：総務課・学務課	評価：B
<p>○PTA・学校・民生委員・児童委員・防犯指導隊による下校時に不審者から児童を守る為の見回り等を実施しました。また、防犯指導隊員が、安全安心まちづくり旬間期間中（春・秋）1回2名程度、各種まつり期間中（東北町秋まつり、日の本中央まつり）1回5名程度で夜間巡回や雑踏警備を実施しました。今後も継続して事業を推進します。</p>		
④子ども110番の家	担当課：警察署	評価：A
<p>○小学校などに対する安全教室、広報紙を活用し、子ども110番の家を子ども達、保護者に周知させることができました。今後も継続して事業を推進します。</p>		



● 基本方針 7 要保護児童への対応

推進施策 1 児童虐待防止対策

現状と課題

- 町では、2005（平成17）年度に要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待に関する相談の充実に向け、広報紙・関係機関への働きかけによる情報一元化、早期発見・予防に取り組んでいます。
- また協議会・ケース会議を定期的開催し、虐待防止ネットワークの活用を努めており、今後も一層の充実に向け、協議会構成員との情報交換を行い、地域と関係機関が連携した取り組みが必要です。
- 第一期計画の評価結果では、事業の停滞や未実施はありませんでした。

今後の推進策

- 学校・保育園・保健センター等、関係機関はもとよりNPO・各種団体、ボランティア、地域住民等の参画を促進するなど、ネットワークの機能強化を図っていきます。
- 虐待は著しい子どもの人権侵害であり、子どもの成長・発達を妨げる重罪であることを住民や関係機関へ啓発するとともに、虐待の通告義務の周知を図っていきます。
- 児童虐待の予防、早期発見、早期対応を図るために、関係者に対して情報共有や共通認識を深める、連絡協議会や研修等を実施していきます。
- 児童虐待防止の観点から早期発見、早期対応・保護・治療・家族の再統合にいたる虐待に対する総合的な権利擁護システムの整備を目指していきます。

事業の評価等

①児童相談窓口	担当課：福祉課・保健衛生課	評価：A
○虐待に対する相談の充実に向け、妊娠届出時から各種乳幼児健診・相談時において相談体制をつくっています。また、保育園等からの相談や情報共有に努めました。今後も、関係機関（各保育所・子育て支援センター、保健師、福祉課子育て窓口、児童相談所、保健所、民生児童委員・保健協力員、各課・団体等）との連携強化による情報の共有化を図りながら、事業を推進します。		
②要保護児童対策協議会	担当課：福祉課	評価：B
○代表者会議・実務者会議・ケース検討会議を開催し、関係機関との情報共有を行い、チャイルドネットワークでの早期発見、実態把握、支援に努めました。今後も各関係機関との情報交換、総合的支援を行いながら事業を推進します。		
③民生児童委員連絡協議会	担当課：福祉課	評価：B
○各地区の民生児童委員による子育て相談及び情報提供をもらい、情報共有に努めました。今後も各種会議に参加し、関係機関と情報共有化を図ります。		



④関係機関との定期的な情報交換会	担当課：福祉課	評価：B
○代表者会議・実務者会議・ケース検討会議を開催し、関係機関との情報共有をしました。今後も定期的に必要な情報交換を行い、情報共有化を図ります。		

推進施策2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

現状と課題

- 子育て世帯（特に若い世代）の離婚が近年、増加傾向にあります。子どもが小さいため、長時間の仕事に就くことができず、また近隣に面倒をみてくれる親族がないケースも考えられます。
- ひとり親の方が、自立して仕事をしながら子育てできる環境を支援していく必要があります。また、状況が変わった直後は何かと不安が多いので、早期の支援や相談事業の積極的な取り組みも必要です。
- 第一期計画の評価結果では、事業の停滞や未実施はありませんでした。

今後の推進策

- ひとり親家庭等の親子が地域社会の中で、安心・安全に生活できるための子育て支援や生活支援をサポートしていきます。
- 仕事をするとする意欲を無駄にしないように就業・就労支援を行える体制をとっていきます。
- ひとり親家庭等になった直後の相談や様々なサービス支援の情報を提供していきます。

事業の評価等

①ひとり親家庭医療費助成事業	担当課：福祉課	評価：A
○ひとり親家庭の健康の保持と福祉の増進に努め、対象者からの各種申請に対し、迅速に対応し、実施しました。今後も継続して事業を推進します。		
②児童扶養手当	担当課：福祉課	評価：A
○ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に努め、対象者からの各種申請に対し、迅速に対応し、実施しました。今後も継続して事業を推進します。		
③遺児援護対策費	担当課：福祉課	評価：B
○小・中学校入学時、中学校卒業時に祝い金や、義務教育終了前の遺児について、弔慰金を支給しました。今後も継続して事業を推進します。		
④（再掲）保育所放課後児童健全育成事業	担当課：社会教育課	評価：A
○放課後や土曜日等に、子ども達の活動拠点を設け、保護者が安心して子育てしながら就労できるように優先的利用の支援を促進しました。年間約290日、464名が利用しています。今後は子ども達の適切な遊び場や生活の場を確保するために指導員の研修向上を図り、放課後子ども総合プランとの整合性を図りながら、各種機関と連携し事業を推進します。		





⑤相談体制の充実	担当課：福祉課	評価：B
○県こどもみらい課で発行するひとり親家庭用ハンドブック（種手当や各種支援の種類や、相談窓口の電話番号等をまとめている冊子）を児童扶養手当受給者に対して支給しました。相談や支援等は関係機関が実施しているため、今後は子育て、生活、就労などについて適切に対応できるように、担当職員や地区民生委員の研修等相談体制を充実させ、事業を推進します。		
⑥支援内容の情報提供	担当課：福祉課	評価：C
○県こどもみらい課で発行するひとり親家庭用ハンドブック（種手当や各種支援の種類や、相談窓口の電話番号等をまとめている冊子）を児童扶養手当受給者に対して支給しました。相談や支援等は関係機関が実施しているため、今後は支援内容のPR及び関係機関との連携を図りながら、事業を推進します。		

推進施策3 障がい児施策

現状と課題

- 各種乳幼児健康診査や健康相談で、事後指導が必要な乳幼児を対象に個別相談等を実施し、保護者に対して適切な関わりを助言し、子育て支援をしています。
- 関係機関と連携し、発達段階に応じた支援や環境整備に努めています。
- 各種健診又は個別相談を通じて、障がい福祉サービスが必要と判断された場合は、適切なサービスの提供に努めています。
- 第一期計画の評価結果では、事業の停滞や未実施はありませんでした。

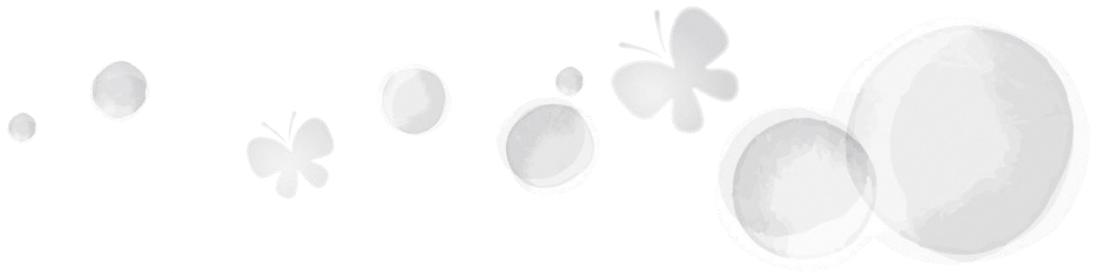
今後の推進策

- 居宅支援サービスの充実、さらには、保育所や放課後児童クラブ等への障がいのある子どもの適切な受け入れを促進し、家庭における子育てや介護負担の軽減、障がいのない子どもとの交流の促進など、障がいのある子どもとその保護者に対する多様な支援の充実を図っていきます。
- 乳幼児に対する健康診査等による障がいの早期発見に努め、障がいのある子どもに対する相談、療育指導、訪問指導などを行うとともに適切な医療の提供を図っていきます。
- 障がいのある子どもが乳幼児期から地域で学び育つ機会の拡充や環境づくりを推進し、学校においては専門知識や技能取得による教員の資質向上を図るとともに進路指導等相談、支援体制を充実していきます。

事業の評価等

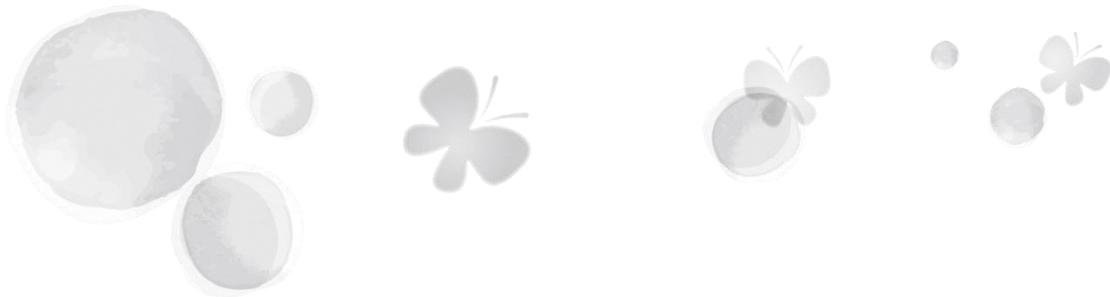
①早期発見（療育相談）（1歳6か月・3歳児精密健康診査）（ことばの相談）	担当課：保健衛生課・学務課	評価：A
○乳幼児各種健診時での障がい早期発見や、保護者からの相談により、運動、ことばの発達を促すための支援を実施しました。また、就学時健診においては、心理、言語検査を実施しました。今後も継続して事業を推進します。		

②5歳児健診事後指導教室・スキップ教室・プレイルーム	担当課：保健衛生課	評価：A
○乳幼児健診や保護者からの相談により、個別相談、親子遊び等を実施しました。今後も継続して事業を推進します。		
③ニーズの把握	担当課：福祉課	評価：B
○障害児本人とその親の現状を勘案し、手帳の取得（約10件/月）や障害児通所サービスの利用（約10件/月）を勧めました。今後も相談に対応しながら、事業を推進します。		
④各種障がい者手帳	担当課：福祉課	評価：B
○障害児・障害者・保護者からの相談・手帳の申請に速やかに対応し、実施しました。今後も活用のPR等を行いながら、継続して事業を推進します。		
⑤障がい福祉サービス	担当課：福祉課	評価：B
○障害福祉サービスに関する情報提供（短期入所・居宅介護・障がい児）として、障害福祉ガイドブックを作成し、窓口にて配布しました。また、町ホームページ等を更新し広報に努めました。今後も必要な情報提供をしながら、継続して事業を推進します。		
⑥住宅サービスの充実	担当課：福祉課	評価：B
○町内・近隣市町村の通所支援事業所を紹介し、住宅サービスの充実を図りました。今後も継続して事業を推進します。		
⑦ことばの教室	担当課：保健衛生課	評価：A
○乳幼児健診や保護者からの相談により対応し、ことばの発達を促すための支援を実施しました。今後も継続して事業を推進します。		
⑧ことばと聞こえの教室及び肢体不自由児施設等通級	担当課：保健衛生課	評価：A
○必要な児童に対し通級費の助成金交付を実施しました。今後も継続して事業を推進します。		
⑨療育医療・育成医療	担当課：福祉課・保健衛生課	評価：A
○必要な乳児に対し医療に関する情報提供及び医療費の公費負担を速やかに対応し、実施しました。今後も継続して事業を推進します。		
⑩特別児童扶養手当障がい児福祉手当	担当課：福祉課	評価：B
○重度障がい児をもつ児童の親への経済的支援として、障がい児福祉手当を支給しました。今後も負担軽減の一助として、継続して事業を推進します。		
⑪（再掲）関係機関との定期的な情報交換会	担当課：福祉課	評価：B
○代表者会議・実務者会議・ケース検討会議を開催し、関係機関との情報共有をしました。今後も定期的に必要な情報交換を行い、情報共有化を図ります。		



第5章

子ども・子育て支援事業の 展開





第5章 子ども・子育て支援事業の展開

1 教育・保育事業等の提供区域

本町では地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件や、教育・保育事業の現在の利用状況、施設整備状況などを総合的に勘察し、地域の実情に応じた教育・保育提供区域を設定しました。これと同時に、当該区域が地域型保育事業の認可の際に行う需給調整の判断基準となることや、地域子育て支援事業の提供区域についても検討した結果、各提供区域を1区域として設定しました。

区域設定に至った主な理由としては、以下の事項が判断材料となりました。

- ① 本町の子ども人口は0～5歳が692人（2019（平成31）年3月31日現在）と少ないため、各事業を提供する複数の民間事業者にとって教育・保育事業を整備し運営できる人口規模でないこと。
- ② 町内居住のほとんどの子育て家庭は、移動手段として自家用車を活用している現状や送迎サービスにより広域利用の可能な教育・保育事業と、各地域の実情に応じて必要な地域型保育事業を区分けして整備が可能であること。
- ③ 地域子ども・子育て支援事業においても、地域の子ども人口の増減など各地域の実情に応じて柔軟な整備が可能であること。
- ④ 新制度においても近隣自治体の保育施設の利用が可能であり、現に平日の定期的な教育・保育事業利用者の6.6%が町外の保育施設を利用していること。





■ 東北町子ども・子育て支援施設の位置図

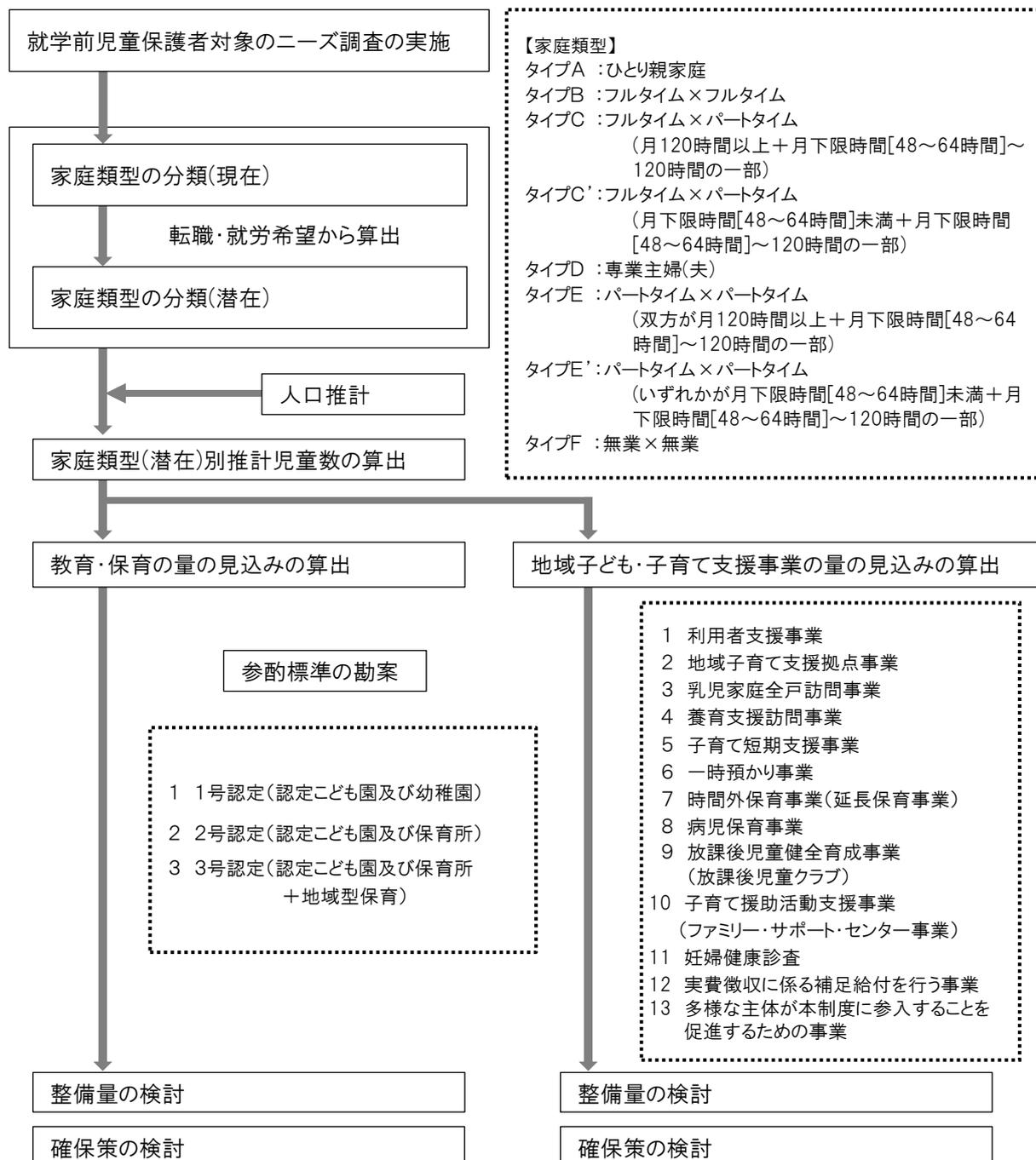


2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」の手順に沿って算出し、本町の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

■ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー





(2) 子ども人口の推計

本町の子ども人口の推計について、0～5歳では2017（平成29）年の709人から2024（令和6）年には537人と推計され、172人（24.3%）の減少が予測されています。6～11歳では2017（平成29）年の768人から2024（令和6）年には688人と推計され、80人（10.4%）の減少が予測されています。

■ 子ども人口の推移と推計

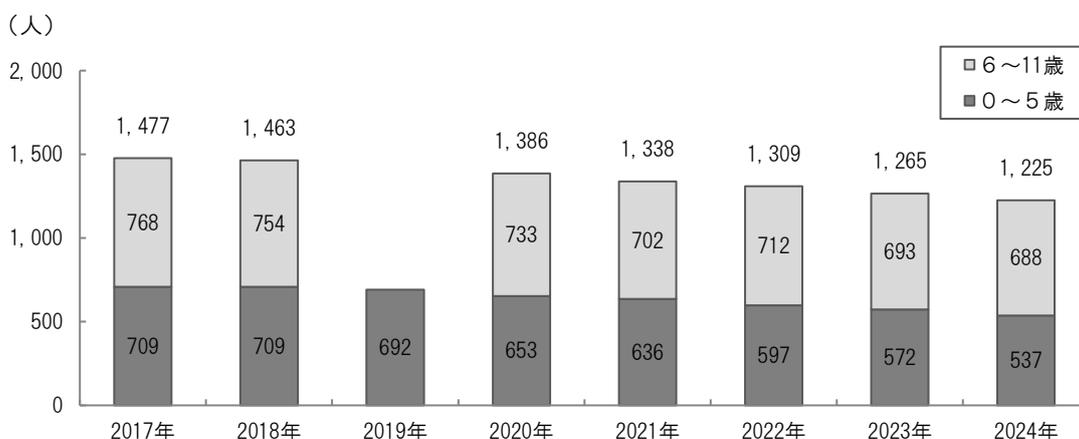
単位：人

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
0～11歳	1,477	1,463	1,429	1,386	1,338	1,309	1,265	1,225
0歳	107	110	105	96	90	84	80	75
1歳	117	106	112	102	97	91	85	81
2歳	110	126	110	113	104	99	93	87
3歳	135	111	124	109	114	105	100	94
4歳	126	132	111	125	107	112	103	98
5歳	114	124	130	108	124	106	111	102
0～5歳	709	709	692	653	636	597	572	537
6歳	121	114	123	128	106	122	104	109
7歳	111	122	116	121	127	105	121	103
8歳	137	111	124	113	121	127	105	121
9歳	128	137	110	123	114	122	128	106
10歳	142	128	136	111	122	113	121	127
11歳	129	142	127	137	112	123	114	122
6～11歳	768	754	736	733	702	712	693	688

資料：2017年～2019年は、住民基本台帳（各年3月31日）

2020年～2024年は、実績値を基にしたセンサス変化率法による推計（各年3月31日）

■ 子ども人口の推計





(3) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計

家庭類型（現在・潜在）別児童数は、国の手引きに従ってニーズ調査結果から家庭類型の現在割合とともに、今後1年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出し、推計します。

■ 児童（0～5歳）の家庭類型（現在・潜在）の割合

家庭類型	説明	現状	単位：%	
			現在	潜在
タイプA	ひとり親家庭	10.6	10.6	10.6
タイプB	フルタイム×フルタイム	57.5	60.0	60.0
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	23.5	23.8	23.8
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.9	0.9	0.9
タイプD	専業主婦（夫）	7.0	4.5	4.5
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.5	0.2	0.2
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0	0.0	0.0
タイプF	無業×無業	0.0	0.0	0.0

そして、2020（令和2）年度～2024（令和6）年度の推計児童数に家庭類型（潜在）別の割合を乗じてそれぞれの児童数を算出します。

■ 推計年度別の児童数（0～5歳）

単位：%（潜在割合）、人（児童数）

家庭類型	潜在割合	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
タイプA	10.6	69	67	63	61	57
タイプB	60.0	392	382	359	343	322
タイプC	23.8	155	151	142	136	128
タイプC'	0.9	6	6	5	5	5
タイプD	4.5	30	29	27	26	24
タイプE	0.2	1	1	1	1	1
タイプE'	0.0	0	0	0	0	0
タイプF	0.0	0	0	0	0	0
推計児童数 (0～5歳)	100.0	653	636	597	572	537





(4) 教育・保育事業の利用実績と今後のニーズ量見込み

第一期計画で利用された教育・保育事業量の実績等は以下のとおり、本町では教育・保育施設である認定こども園、保育所の利用が8割以上となっています。

なお、この期間において待機児童の発生はありませんでした。

■ 教育・保育事業の利用実績

単位：人

	認定区分	1号	2号	3号			合計	
				0歳	1・2歳	計		
2015年度	①利用者数	33	336	106	221	327	696	
	②第一期計画値	教育・保育施設	17	325	76	207	283	625
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0
		地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
		市外施設を利用	0	0	0	0	0	0
乖離(②-①)	-16	-11	-30	-14	-44	-71		
2016年度	①利用者数	41	337	102	221	323	701	
	②第一期計画値	教育・保育施設	17	325	76	207	283	625
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0
		地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
		市外施設を利用	0	0	0	0	0	0
乖離(②-①)	-24	-12	-26	-14	-40	-76		
2017年度	①利用者数	45	317	99	220	319	681	
	②第一期計画値	教育・保育施設	17	325	76	207	283	625
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0
		地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
		市外施設を利用	0	0	0	0	0	0
乖離(②-①)	-28	8	-23	-13	-36	-56		
2018年度	①利用者数	42	322	97	209	306	670	
	②第一期計画値	教育・保育施設	17	325	76	207	283	625
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0
		地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
		市外施設を利用	0	0	0	0	0	0
乖離(②-①)	-25	3	-21	-2	-23	-45		
2019年度	①利用者数	47	294	46	180	226	567	
	②第一期計画値	教育・保育施設	47	336	54	210	264	647
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0
		地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
		市外施設を利用	0	0	0	0	0	0
乖離(②-①)	0	42	8	30	38	80		





教育・保育事業のニーズ量の見込みは、家庭類型（潜在）別児童数に各事業の予測利用率（希望率を精査した率）を乗じて算出します。その結果、本町に居住する就学前児童の教育・保育事業のニーズ量の見込みは以下のとおりです。

■ 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

単位：人

	認定区分	1号	2号	3号			合計	
				0歳	1・2歳	計		
2020年度	①量の見込み	62	335	61	196	257	654	
	②確保の状況	教育・保育施設	64	377	69	226	295	736
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0
		地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
		市外施設を利用	0	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	2	42	8	30	38	82		
2021年度	①量の見込み	62	335	61	196	257	654	
	②確保の状況	教育・保育施設	64	377	69	226	295	736
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0
		地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
		市外施設を利用	0	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	2	42	8	30	38	82		
2022年度	①量の見込み	62	335	61	196	257	654	
	②確保の状況	教育・保育施設	64	377	69	226	295	736
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0
		地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
		市外施設を利用	0	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	2	42	8	30	38	82		
2023年度	①量の見込み	62	335	61	196	257	654	
	②確保の状況	教育・保育施設	64	377	69	226	295	736
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0
		地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
		市外施設を利用	0	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	2	42	8	30	38	82		
2024年度	①量の見込み	62	335	61	196	257	654	
	②確保の状況	教育・保育施設	64	377	69	226	295	736
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0
		地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
		市外施設を利用	0	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	2	42	8	30	38	82		





(5) 地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込み

第一期計画で利用された教育・保育事業量の実績等は以下の通り、本町では教育・保育施設である認定こども園、保育所の利用が8割以上となっています。

なお、この期間において待機児童の発生はありませんでした。

地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込みは、家庭類型（潜在）別児童数に各事業の予測利用率（希望率を精査した率）を乗じて算出します。その結果、本町に居住する就学前児童の地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込みは以下のとおりです。

■ 地域子ども・子育て支援事業の利用実績

	単位	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
利用者支援事業	か所	0	0	0	0	0
地域子育て支援拠点事業	人回	436	435	154	311	746
乳児家庭全戸訪問事業	人	120	108	112	117	120
養育支援訪問事業	人	7	8	11	11	11
子育て短期支援事業	人日	0	0	0	0	0
一時預かり事業		0	1,461	9,258	9,287	7,395
幼稚園の預かり保育	人日	0	900	8,503	8,654	6,762
幼稚園以外の預かり保育		0	561	755	633	633
延長保育事業（時間外保育事業）	人	0	984	8,553	8,713	262
病児保育事業	人日	0	0	0	0	0
ファミリー・サポート・センター （子育て援助活動支援事業）	人日	0	0	0	0	0
妊婦健康診査事業	人	188	199	155	163	170
放課後児童健全育成事業		415	311	401	464	458
小学1～3年生	人	415	311	314	318	305
小学4～6年生		0	0	87	146	153



地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込みは、家庭類型（潜在）別児童数に各事業の予測利用率（希望率を精査した率）を乗じて算出します。その結果、本町に居住する就学前児童の地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込みは以下の通りです。

■ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

	単位	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
利用者支援事業	か所	1	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業	人回	746	746	746	746	746
乳児家庭全戸訪問事業	人	96	90	84	80	75
養育支援訪問事業	人	10	10	10	10	10
子育て短期支援事業	人日	0	0	0	0	0
一時預かり事業		7,395	7,395	7,395	7,395	7,395
幼稚園の預かり保育	人日	6,762	6,762	6,762	6,762	6,762
幼稚園以外の預かり保育		633	633	633	633	633
延長保育事業（時間外保育事業）	人	262	262	262	262	262
病児保育事業	人日	0	0	0	0	0
ファミリー・サポート・センター （子育て援助活動支援事業）	人日	0	0	0	0	0
妊婦健康診査事業	人	163	160	160	160	160
放課後児童健全育成事業		457	457	457	457	457
小学1～3年生	人	299	293	287	281	275
小学4～6年生		158	164	170	176	182





3 幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び確保目標量

(1) 施設型事業

① 教育施設（幼稚園、認定こども園）

幼稚園は、学校教育法に基づく教育機関（学校）で、保護者の就労にかかわらず3歳から入園できますが、3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。

認定こども園は、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4類型あり、いずれも県の認可・認定を受けた施設です。幼保連携型は、認定こども園法に基づく学校及び児童福祉法に基づく児童福祉施設としての法的位置づけを持ち、教育及び保育を一体的に提供する施設です。幼稚園型は、幼稚園に保育所の機能を併せ持つ施設です（児童福祉法に基づく児童福祉施設としての法的位置づけは持ちません）。保育所型は、保育所に幼稚園の機能を併せ持つ施設です（学校教育法に基づく学校としての法的位置づけは持ちません）。また、地方裁量型は、幼稚園・保育所のいずれの認可もない施設が、地域の教育・保育施設として必要な機能を果たすものです。

現状と課題

- 現在、本町には幼稚園はありませんが、認定こども園6園で事業を実施しています。
- ニーズ調査結果から、就学前児童の「幼稚園」利用者は0.4%、利用希望者は8.3%となっています。また、「認定こども園」利用者は53.7%、利用希望者は56.1%となっています。
- ニーズ調査の自由意見では、「上北地区の認定こども園を増やしてほしい。」「保育園を選べるだけの数がある所がいなかでもあるのがいい所です。幼稚園があれば良いのになと思います。」等の要望や意見がありました。

■ 教育施設（幼稚園、認定こども園）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①実利用者数	33	41	45	42	47
1号認定	33	41	45	42	47
②第一期計画値	17	17	17	17	47
1号認定	17	17	17	17	47
乖離（②－①）	-16	-24	-28	-25	0

※2019年度実績は見込み値





■ 教育施設（幼稚園、認定こども園）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	62	62	62	62	62
1号認定	62	62	62	62	62
②確保目標量	64	64	64	64	64
1号認定	64	64	64	64	64
乖離（②－①）	2	2	2	2	2

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○町内において、ニーズ量は確保されているので、既存施設により提供を進めていきます。

② 保育施設（認定こども園、認可保育所）

認定こども園は、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4類型あり、いずれも県の認可・認定を受けた施設です。

認可保育所は、保護者の就労や親族の介護などで、家庭で保育ができない保護者に代わって保育する施設で、児童福祉法に基づいて県の認可を受けた児童福祉施設です。

現状と課題

- 現在、本町では認可保育所6園、認定こども園6園で事業を実施しています。
- ニーズ調査の結果から、就学前児童の「認可保育所」利用者は43.5%、利用希望者は46.4%となっています。また、「認定こども園」利用者は53.7%、利用希望者は56.1%となっています。
- ニーズ調査の自由意見では、「保育所の場所により環境が違い、いい環境の保育所が近所にあっても入所したくても定員いっぱいに入れられない場合がある。各保育所の環境を統一してほしいなと思う。」「現在利用している保育所の駐車場がもう少し広くなったらなと思います。先生方にはとても良くして頂いているので感謝しています。」等の要望や意見がありました。





■ 保育施設（認定こども園、認可保育所）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①実利用者数	663	660	636	628	520
2号認定	336	337	317	322	294
3号認定	327	323	319	306	226
0歳	106	102	99	97	46
1・2歳	221	221	220	209	180
②第一期計画値	608	608	608	608	600
2号認定	325	325	325	325	325
3号認定	283	283	283	283	283
0歳	76	76	76	76	76
1・2歳	207	207	207	207	207
乖離（②－①）	-55	-52	-28	-20	80

※2019年度実績は見込み値



■ 保育施設（認定こども園、認可保育所）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	592	592	592	592	592
2号認定	335	335	335	335	335
3号認定	257	257	257	257	257
0歳	61	61	61	61	61
1・2歳	196	196	196	196	196
②確保目標量	672	672	672	672	672
2号認定	377	377	377	377	377
3号認定	295	295	295	295	295
0歳	69	69	69	69	69
1・2歳	226	226	226	226	226
乖離（②－①）	80	80	80	80	80

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○町内において、ニーズ量は確保されているので、既存施設により提供を進めていきます。





(2) 地域型保育事業

① 小規模保育事業

国が定める最低基準に適合した保育施設で、市町村の認可を受けた定員6～19人で行う保育事業です。

現状と課題

- 本町では小規模B型保育所1園で事業を実施していましたが、2019（平成31）年4月より休園となりました。
- ニーズ調査の結果から、就学前児童の「小規模保育施設」利用者は0.9%、利用希望者は2.7%となっています。
- ニーズ調査の自由意見では、「近所に保育園があったため送迎が楽だったが、閉園するため、保育園の変更により不安がある。」という意見がありました。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後は必要に応じて、事業を再開させるなども含めて検討していきます。

② 事業所内保育事業（企業主導型保育施設）

企業などが、主に従業員用に運営する保育施設です。

現状と課題

- 現在、本町では実施していない事業です。
- ニーズ調査結果から、就学前児童の「事業所内保育施設」利用者は0.2%、利用希望者は3.0%となっています。
- ニーズ調査では、対象となる自由意見はありませんでした。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後は需要の動向をみながら、近隣市町村と連携を図り対応を検討します。





③ 家庭的保育事業

保育ママなど、保育者の家庭などで子どもを保育するサービスです。

現状と課題

- 現在、本町では実施していない事業です。
- ニーズ調査の結果から、就学前児童の「家庭的保育」利用者はありませんが、利用希望者は2.3%となっています。
- ニーズ調査では、対象となる自由意見はありませんでした。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後は需要の動向をみながら、近隣市町村と連携を図り対応を検討します。

④ 居宅訪問型保育事業

ベビーシッターのような保育者が、子どもの家庭で保育するサービスです。

現状と課題

- 現在、本町では実施していない事業です。
- ニーズ調査の結果から、就学前児童の「居宅訪問型保育」利用者はありませんが、利用希望者は2.7%となっています。
- ニーズ調査の自由意見では、「ベビーシッターがあるのかわからない。そんな制度や、サポートしてくれるものがあれば、定期的に東北町情報として、パンフレットにして送って欲しい。」等の要望がありました。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後は需要の動向をみながら、近隣市町村と連携を図り対応を検討します。



4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の状況

(1) 相談支援事業

① 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

現状と課題

○現在、本町では実施していない事業です。

○ニーズ調査の自由意見では、「地域で相談できる窓口には、知識と経験のあるプロフェッショナルな人材がいてほしい。」「いじめなどで不登校になった子供をサポートしてくれる場所や親身に相談にのってくれる場所は東北町にはありますか？学校だけでは対応しきれないと思います。」等の意見がありました。

■ 利用者支援事業の量の見込みと確保目標量

単位：か所

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0
母子保健型	1	1	1	1	1
②確保目標量	1	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0
母子保健型	1	1	1	1	1
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後は保健センター内に専任職員を配置し、個々の相談等に対応しながら事業を推進します。



② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現状と課題

- 現在、本町では「地域子育て支援拠点事業」は1か所で実施しています。
- ニーズ調査結果から、就学前児童の利用者は1.9%となっています。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「地域子育て支援拠点事業が東北町には1ヶ所しかない。（上野保育園のみ）他町村（七戸市、野辺地町）では全部保育園にて事業を行っているのに、なぜ東北町ではやってないのか不明。ぜひやって欲しいです。色々選択できた方が助かります。」「子育て支援センターの充実を望みます。（例えば、ベビーヨガ、ベビーマッサージ、親子体操などイベント開催。清潔な環境（空気清浄器やクーラーの設置）。子供が遊べる遊具や絵本を増やしてほしい）」等、同様の要望が多くありました。

■ 地域子育て支援拠点事業の利用状況の推移

単位：人回

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①年間総利用数	436	435	154	311	746
②第一期計画値	72	72	72	72	72
乖離（②－①）	-364	-363	-82	-239	-674

※2019年度実績は見込み値



■ 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保目標量

単位：人回

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	746	746	746	746	746
②確保目標量	746	746	746	746	746
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後は事業内容を再考し、必要に応じて施設の増加も含め検討していきます。



(2) 訪問系事業

① 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

現状と課題

○町内の乳児のいる家庭を全戸訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行っています。

○ニーズ調査では、対象となる自由意見はありませんでした。

■ 乳児家庭全戸訪問事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①年間実利用者数	120	108	112	117	122
②第一期計画値	127	127	127	127	127
乖離 (②-①)	7	19	15	10	5

※2019年度実績は見込み値



■ 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	123	122	121	120	119
②確保目標量	123	122	121	120	119
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後も継続して全ての家庭を訪問し、個々の状況に応じたきめ細かな対応に努めます。





② 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

現状と課題

- 母子の健康状況や養育環境に応じ、関係機関と連携し、適切な養育環境づくりに努めています。
- ニーズ調査では、対象となる自由意見はありませんでした。

■ 養育支援訪問事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①年間実利用者数	7	8	11	11	11
②第一期計画値	11	11	11	11	11
乖離(②-①)	4	3	0	0	0

※2019年度実績は見込み値



■ 養育支援訪問事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保目標量	10	10	10	10	10
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後も継続し、母子の健康状況や養育環境に応じ、関係機関と連携し対応していきます。



(3) 通所系事業

① 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業【ショートステイ事業】及び夜間養護等事業【トワイライトステイ事業】）です。

現状と課題

- 現在、本町では実施していない事業です。
- ニーズ調査結果から、就学前児童の「短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）」及び「夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）」の利用者はありません。
- ニーズ調査では、対象となる自由意見はありませんでした。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後は需要の動向をみながら、近隣市町村と連携を図り対応を検討します。





② 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

現状と課題

- 現在、本町では、保育施設12か所（認定こども園・認可保育所各6園）で事業を実施しています。
- ニーズ調査結果から、就学前児童の「一時預かり」利用者は3.4%となっています。
- ニーズ調査の自由意見では、「保育所についての情報が全く分からない。一時預かりの利用もしてみたいが、どのようにしたらいいのかわからない。」という意見がありました。

■ 一時預かり事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①年間総利用数	0	1,461	9,258	9,287	7,395
1号認定	0	900	8,503	8,654	6,762
2号認定	0	561	755	633	633
②第一期計画値	1,414	1,414	1,414	1,414	1,414
幼稚園の預かり保育	80	80	80	80	80
幼稚園以外の預かり保育	1,334	1,334	1,334	1,334	1,334
乖離（②－①）	1,414	-47	-7,844	-7,873	-5,981

※2019年度実績は見込み値



■ 一時預かり事業の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	7,395	7,395	7,395	7,395	7,395
1号認定	6,762	6,762	6,762	6,762	6,762
2号認定	633	633	633	633	633
②確保目標量	7,395	7,395	7,395	7,395	7,395
幼稚園の預かり保育	6,762	6,762	6,762	6,762	6,762
幼稚園以外の預かり保育	633	633	633	633	633
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後も踏襲して事業を実施していきますが、利用者からの要望に対応できるよう事業体制を整えます。





③ 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

現状と課題

- 現在、本町では、保育施設12か所（認定こども園・認可保育所各6園）で事業を実施しています。
- ニーズ調査の自由意見では、「日曜、祝日、大型連休などでも預ける所があってほしい。（仕事を休みにしなければならないため）」という同様の要望が多くありました。

■ 時間外保育事業（延長保育事業）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①年間実利用者数	0	984	8,553	8,713	262
②第一期計画値	0	217	210	207	262
乖離（②－①）	0	-767	-8,343	-8,506	0

※2019年度実績は見込み値



■ 時間外保育事業（延長保育事業）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	262	262	262	262	262
②確保目標量	262	262	262	262	262
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後も踏襲して事業を実施していきますが、利用者からの要望に対応できるよう事業体制を整えます。





④ 病児保育事業

子どもが病気の際に、保護者の就労等により自宅での保育が困難な場合において、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

現状と課題

- 現在、本町では実施していない事業です。
- ニーズ調査の結果から、子どもが病気の際に父親・母親が休んで対処した方のうち、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」は42.5%となっています。
- ニーズ調査の自由意見では、「保育園に併設等で病児、病児後のため施設がうれしいです。」「保育園に通っていると、熱を出す回数が多いので、病児保育の施設があったら助かります。また、そのような施設があるという情報をネットや保育園など、気軽に知れる様な所に広めてほしいです。(冊子や保健センターは、全部に目を通してなかったり、気軽にはいけないので。)」という同様の要望が多くありました。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後は需要の動向をみながら、近隣市町村と連携を図り対応を検討します。



(4) その他事業

① 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

現状と課題

- 妊娠届時、妊婦委託健康診査受診票14回分交付し、妊婦の健康管理に努めています。
- 里帰り妊婦に対しては、里帰り医療機関との委託契約や健診後の償還払いなど、きめ細かな対応をしています。
- ニーズ調査の自由意見では、「東北町は子どもや妊婦さんに対するケアがしっかりしていて本当にいいと思います。色々なことがしっかりしていて、これからも続けていってほしいです。」「妊婦さんも無料なのは、とても助かってうれしかったです！」等の意見がありました。

■ 妊婦健康診査事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①年間実利用者数	188	199	155	163	163
②第一期計画値	180	180	180	180	180
乖離 (②-①)	-8	-19	25	17	17

※2019年度実績は見込み値



■ 妊婦健康診査事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	160	160	160	160	160
②確保目標量	160	160	160	160	160
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後も、妊娠届時より妊婦健診を含め、相談体制を充実し妊婦の健康の保持、増進を図っていきます。





② 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子どもの送迎や預かり等の援助を受けたい方（依頼会員）と援助を行う会員（提供会員）及び両方会員からなるボランティア的相互援助の組織で、アドバイザーが相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現状と課題

- 現在、本町では実施していない事業です。
- ニーズ調査の結果から、定期的な教育・保育事業として利用を希望する就学前児童は6.3%となっています。
- ニーズ調査では、対象となる自由意見はありませんでした。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後は需要の動向をみながら、近隣市町村と連携を図り対応を検討します。

③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後は需要の動向をみながら、近隣市町村と連携を図り対応を検討します。

④ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後は需要の動向をみながら、近隣市町村と連携を図り対応を検討します。





5 総合的な子どもの放課後対策の推進

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後子ども教室）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

◆小学校低学年の場合

現状と課題

- 現在、本町では小学校3か所で事業を実施しています。
- ニーズ調査の結果から、小学校低学年時期の利用希望は、就学前児童が72.7%、小学生が76.5%となっています。
- ニーズ調査の自由意見では、「学校の敷地内に放課後子ども教室があるので安心して仕事ができる。祝日等もやっていれば、預けられるので助かります。」「放課後子ども教室の施設をもっと大きくして欲しい。」「平日、学校終了後の子ども教室での過ごし方でもう少し戸外に出て身体を動かすことも取り入れてほしいなと思っています。」「もっと、早い時間から、子供教室を利用できるようにして頂きたいです。」「子ども教室の利用時間が18:30だと厳しいので19時台まで利用できるようにして欲しいです！」等、利用日や利用時間の拡大や過ごし方について同様の要望が多くありました。

■ 放課後児童クラブ（低学年）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①年間実利用者数	415	311	314	318	305
②第一期計画値	306	290	291	271	288
乖離（②－①）	-109	-21	-23	-47	-17

※2019年度実績は見込み値



■ 放課後児童クラブ（低学年）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	301	293	287	281	275
1年生	105	88	94	99	82
2年生	100	105	88	94	99
3年生	96	100	105	88	94
②確保目標量	301	293	287	281	275
1年生	105	88	94	99	82
2年生	100	105	88	94	99
3年生	96	100	105	88	94
乖離（②－①）	0	0	0	0	0



確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○町内において、ニーズ量は確保されているので、既存施設により提供を進めていきます。

◆小学校高学年の場合

現状と課題

- 現在、本町では小学校3か所で事業を実施しています。
- ニーズ調査の結果から、小学校高学年時期の利用希望は、就学前児童が42.4%、小学生が41.0%となっています。
- ニーズ調査の自由意見では、「子ども教室は狭いし、できることが限られあれもやっちゃいけない、これもだめ、とたいくつだと言って行く気になれないそうです。」「子供教室の利用人数が少ないのはわかるが、先にアンケートをとって欠席にしまうと、利用者がいないと子ども教室自体休みになってしまうので、仕事の都合等で、急に利用したくてもできない。」という意見がありました。

■ 放課後児童クラブ（高学年）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①年間実利用者数	0	0	87	146	153
②第一期計画値	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	0	0	-87	-146	-153

※2019年度実績は見込み値



■ 放課後児童クラブ（高学年）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	158	164	170	176	182
4年生	69	72	74	77	80
5年生	63	68	70	73	75
6年生	26	24	26	26	27
②確保目標量	158	164	170	176	182
4年生	69	72	74	77	80
5年生	63	68	70	73	75
6年生	26	24	26	26	27
乖離（②－①）	0	0	0	0	0





確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後も踏襲して事業を実施していきますが、必要に応じて実施箇所の増加も含め検討していきます。

(2) 放課後子ども教室推進事業（放課後子ども教室）

放課後や週末に子供たちの居場所をつくるため、校庭や教室を開放し、地域住民の協力によってスポーツや文化活動ができるようにする取り組みを推進する事業です。

(3) 新・放課後子ども総合プランの推進

共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進していくことを目指します。

① 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標事業量

本町では、放課後子ども教室を実施していますが、今後においては地域のニーズの把握に努め、必要に応じて実施を検討します。

② 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の2023年度に達成されるべき目標事業量

本町では、放課後子ども教室を実施していますが、一体型の実施を目指し、放課後児童クラブの事業内容を盛り込むなど、事業の更なる充実をめざします。

③ 放課後子ども教室の2024年度までの整備計画

今後においては地域のニーズに応じ、適正な箇所数の把握に努め、必要に応じて実施を検討します。

④ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

本町では、放課後子ども教室を実施していますが、今後は放課後児童クラブの事業実施を目指し、プログラムの内容・実施日等を検討できるよう、定期的な打合せの場を設けるようにします。





⑤ **小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策**

運営委員会等を最大限に活用しながら、余裕教室などの活用等について協議・計画を検討します。

⑥ **教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策**

福祉部局と連携して運営委員会を実施し、事業検証や課題解決に連携して取り組んでいきます。

⑦ **地域の実情に応じた放課後子ども教室の開所時間の延長に係る取組**

現在においても、開所時間延長支援事業を全ての放課後子ども教室で実施しています。

⑧ **特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策**

障害がある児童や虐待・いじめを受けた児童、日本語能力が十分でない児童等に対して、関係各機関と連携して対応について取り組んでいきます。

⑨ **放課後子ども教室の役割をさらに向上させていくための方策**

利用者の健全な育成を図る役割を負う為、研修等による向上や各機関と連携し対応していきます。

⑩ **放課後子ども教室における育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知の方策**

放課後子ども教室における育成支援の内容等を、広報等により周知を推進していきます。



6 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について

(1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方

新制度では、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズに応じた多様な子育て支援を進めることを目指しています。幼稚園と保育所の機能や利点を併せ持ち、地域の子育て支援を行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置付けられ、国では普及を図ることとされております。

そのため、保護者のニーズをはじめ、就学前の教育・保育の質の向上に向けた幼保一体化の取り組みを進める中で、地域の実情に応じた認定こども園への移行を視野にいれ検討していきます。

(2) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援

乳幼児期の教育・保育の目指すところは、本質的には、すべての子どもの健やかな育ちであり、そのためには、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質向上が不可欠です。そのため、幼稚園教諭と保育士が、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう、県主催の合同研修会への参加の呼び掛けや的確な情報提供を行います。

また、すべての子どもの健やかな育ち、子どもの最善の利益の保障の重要性から、障害のある子ども医療的ケアが必要な子どもなど特別な支援を要する子どもについて、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、職員の資質向上に努めます。

(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援法においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質で適切な内容と水準をもった子ども・子育て支援が求められています。そのため、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育および地域子育て支援事業の確保と妊娠・出産期から学童期までの切れ目ない支援体制の確保に努め、一人ひとりの子どもが個性のあるかけがえのない存在として成長していけるよう支援していきます。

(4) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものです。幼児期の育ちと学びが義務教育の基盤となり、0歳～15歳までの一貫したつながりにより、心豊かに生きる力の育成を目指すものです。

そのためには、子どもの発達を幼稚園・保育園・認定こども園、そして小学校、更には中学校までの長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法についての理解を深め、共有することが必要となります。

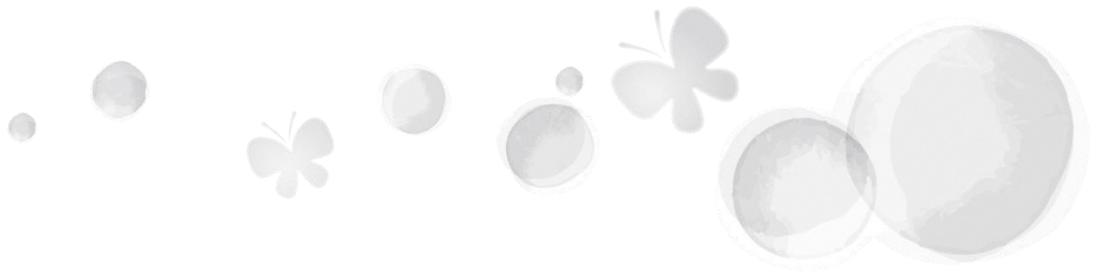


こうしたことから、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校、中学校との交流や意見交換など、小学校、中学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

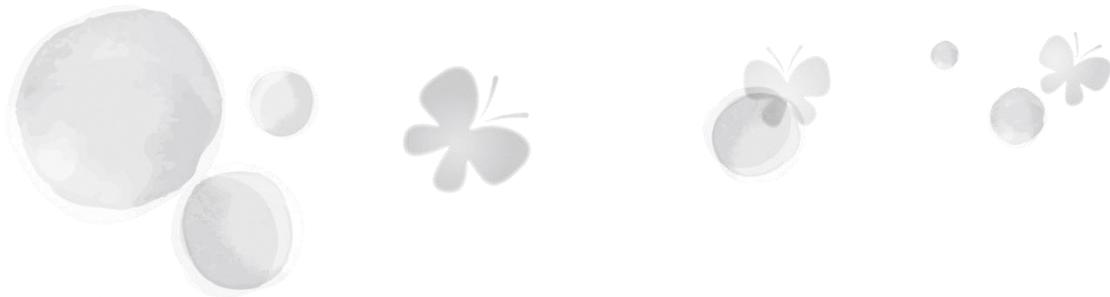
子育てのための施設等利用給付の実施にあたり、公正かつ適切な支給の確保に努め、保護者への制度の案内等を的確に行うこととします。また、特定子ども・子育て支援施設等の確認を行うにあたっては、施設の所在、運営状況、監査状況等を県と情報共有しながら、指導監査等を行うための基準の整備等を行い、進めていきます。





第6章

計画の推進・評価体制





第6章 計画の推進・評価体制

1 計画の推進体制

子ども・子育て支援は、行政だけで進められるものではなく、少子化、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、景気の低迷など社会や経済の環境の変化により、子どもの育ちと子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施していくために、庁内の関係部局で構成する推進組織を設置し、連携を図りながら総合的に把握・管理し、計画の実現に取り組んでいきます。

本町に関わるすべての人々が、互いを尊重しながら、その能力を最大限に発揮し、行政と対等な立場で共に協力して課題の解決に取り組む「協働」の視点をふまえて施策や事業を推進するとともに、社会福祉協議会などの関連団体やNPO、民間企業との協力関係を深め、それぞれの役割分担や運営形態を考慮しながら、計画を円滑に推進していきます。

2 計画の公表及び周知

計画の目標を達成するためには、計画の内容を広く町民に知ってもらう必要があるため、情報公開を進めるとともに双方向での情報交流や効果的な情報発信に努めます。

計画の周知にあたっては、パンフレット、ビデオ、ホームページなどの各種媒体を通じて広報活動を推進します。

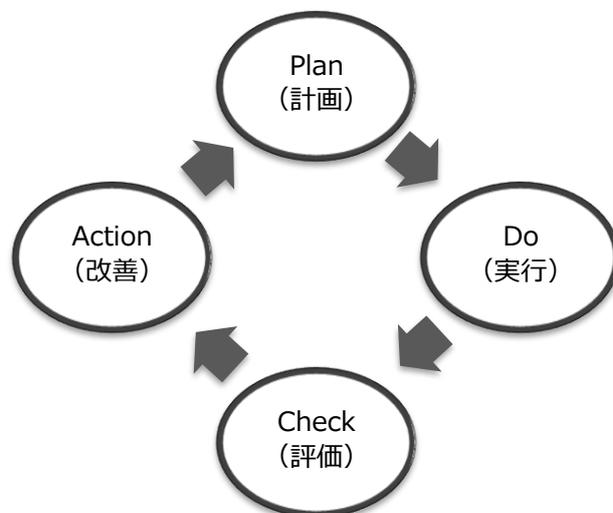
また、各事務事業においても、町広報紙をはじめとするあらゆる媒体を活用するとともに、地域や事業主と連携して町民一人ひとりに情報が行きわたるよう、周知に努めます。

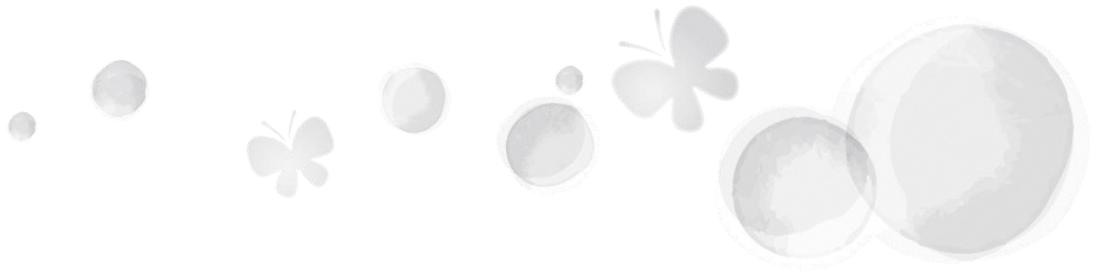




3 計画の評価と進行管理

子ども・子育て支援に係る様々な施策の進捗状況を把握するとともに、基本理念の達成に向けて効果の検証を行い、計画の見直しや施策の改善、充実につないでいくために、計画を立案し(Plan)、実践する(Do)することはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価(Check)、改善(Act)が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル『PDCAサイクル』に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。そのため、本計画の進行管理については、毎年度の取り組みの進捗管理を行うとともに、目標や指標により基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。さらに、目標や指標の達成状況に応じて、計画期間の間年において必要な計画の見直しを行います。





資料編



資料編

1 幼児教育・保育の無償化について

幼児教育や保育を無償化する改正子ども・子育て支援法が、2019（令和元）年5月10日に可決・成立し、2019（令和元）年10月1日から全面的に実施となりました。

（1）幼児教育・保育の無償化の実施に関する主な経緯

2014（平成26）年度～	毎年度、幼児教育・保育の段階的無償化を実施
2017（平成29）年12月8日	「新しい経済政策パッケージ」（閣議決定）
2018（平成30）年5月31日	「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討報告書」（とりまとめ）
2018（平成30）年6月15日	「経済財政運営と改革の基本方針2018」（閣議決定）
2018（平成30）年10月15日	国と地方の協議の場（法定）
2018（平成30）年11月21日	教育の無償化に関する国と地方の協議
2018（平成30）年12月3日	教育の無償化に関する国と地方の協議
2018（平成30）年12月17日	国と地方の協議の場（法定）
2018（平成30）年12月25日	幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会（第1回目）
2018（平成30）年12月28日	「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（関係閣僚合意）
2019（平成31）年2月14日	幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会（第2回目）
2019（令和元）年5月10日	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立
2019（令和元）年5月31日	幼児教育・保育の無償化に関する政令・内閣府令の公布
2019（令和元）年10月1日	幼児教育・保育の無償化施行

（2）幼児教育・保育の無償化の趣旨

少子高齢化という国難に正面から取り組むため、2019（令和元）年10月からの消費税率の引上げによる財源を活用し、子育て世代、子どもたちに大胆に政策資源を投入し、お年寄りも若者も安心できる全世代型の社会保障制度へと大きく転換します。20代や30代の若い世代が理想の子ども数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」が最大の理由となっており、幼児教育の無償化をはじめとする負担軽減措置を講じることは、重要な少子化対策の1つであります。また、幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、子供たちに質の高い幼児教育の機会を保障することは極めて重要です。

このような背景を踏まえ、これまで、段階的に推進してきた取組を一気に加速し、現行の子ども・子育て支援新制度の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化するとともに、新制度の対象とはならない幼稚園、認可外保育施設等の利用者への給付制度を創設、就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を進めるものです。



(3) 無償化の対象者・対象範囲等

① 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な保育料）の利用料を無償化

※子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、上限月額2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化。

※開始年齢：原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化。

※保護者が直接負担している通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。

3～5歳は施設による徴収を基本とする。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）。

- 0～2歳：上記施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

② 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化

※保育の必要性の認定：2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）。

※預かり保育は子ども・子育て支援法の一時的預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督。

③ 認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（3.7万円）までの利用料を無償化

※認可保育施設のほか、一時的預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象。

※上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象。

※都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定。

- 0～2歳：保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯の子どもたちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

④ 就学前の障害児の発達支援

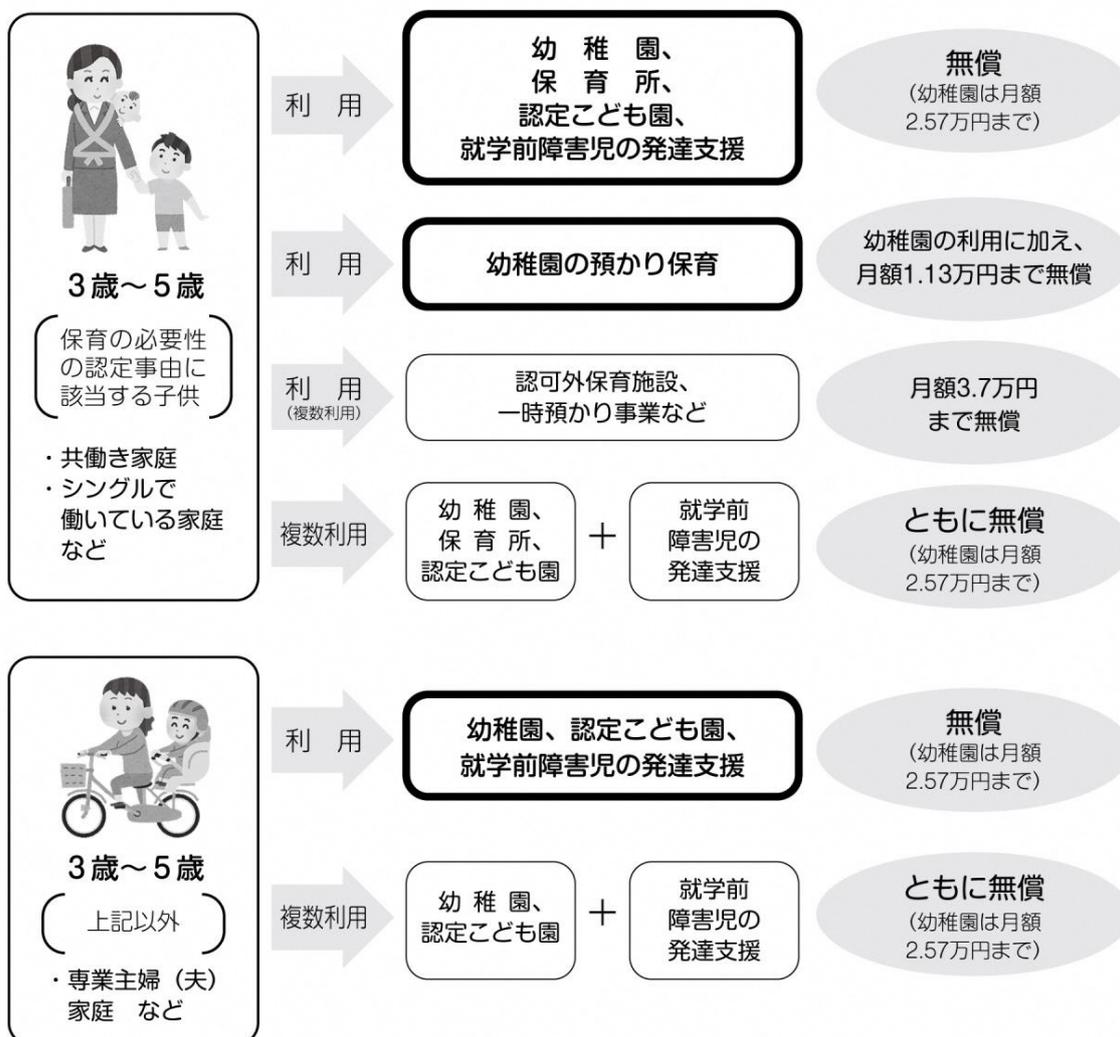
- 就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについて、利用料を無償化

- 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象





■ 幼児教育・保育の無償化の具体的なイメージ



資料:内閣府「幼児教育・保育の無償化に関する住民・事業者向け説明資料」より





2 東北町 子ども・子育て会議条例

(1) 設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき東北町における、子ども・子育て支援事業の推進に関し必要となる措置について協議するため東北町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画の実施状況に係る意見に関すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、計画推進のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、20名以内をもって組織し別表に掲げる者について町長が委嘱する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他町長が特に必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、それぞれ当該団体等に所属している間とする。但し、異動のあった場合は、後任者をもって前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が召集する。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(事務局)

第7条 子ども・子育て会議の事務局は東北町福祉課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項については、子ども・子育て会議で協議する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年3月1日から適用する。





3 用語解説

あ行

○一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業のことです。

○NPO

「NonProfit Organization」または「Not for Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人（NPO 法人）」といいます。

○延長保育

就労等の事情により、通常の保育時間に子どもの送迎ができない場合などに時間を延長して行う保育です。

か行

○家庭的保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行います。

○協働

住民、住民公益活動団体、事業者、行政など、異なる性格を持つ組織・集団が、それぞれ固有の機能を提供しながら、対等の立場で協力し合うことをいいます。「協力しながら働く」という意味から「協働」という表現を使います。

○合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当するものです。

○子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」のことです。



○子ども・子育て支援法

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境が大きく変化していることを背景として、子ども・子育て支援給付及び子どもや子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として定められた法律です。子ども・子育て関連3法の一つとして平成24年8月に制定された法律です。

さ行

○事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行います。

○次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずることを目的とした政策です。

○児童館

地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設です。

○児童虐待

保護者がその監護する児童に対し、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト(育児放棄)、心理的虐待を行うことをいいます。

○児童養護施設

児童福祉法に定められる施設です。保護者のない児童、虐待されている児童など、環境上養護を要する児童を入所させ、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設です。

○小規模保育

保育を必要とする0歳児から2歳児までの子ども(6人以上19人以下)を保育施設において保育するものです。

○食育

生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。



た行

○男女共同参画

「男は仕事、女は家庭」「男は主要な業務、女は補助的な業務」というような、性別による役割分担意識にとらわれることなく、家庭、学校、地域、職場など社会のあらゆる分野に男女が対等な立場で参画することができ、責任を担い、共に支え合いながら、個性と能力を発揮することです。

○地域型保育

家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の総称です。

○特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のことです。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれません。

な行

○認可外保育施設

乳幼児を保育している施設のうち、児童福祉法に基づく認可を受けていない施設のことです。

○認可保育所

保育を必要とする乳幼児に通所により保育を行うことを目的に、児童福祉法に基づき、都道府県知事（指定都市・中核市においては市長）の認可を受けて設置・運営される施設のことです。

○認定こども園

幼稚園および保育所の機能を併せ持ち、小学校就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に提供し、全ての子育て家庭を対象に、親子の集いの場の提供など地域における子育て支援を実施する施設のことです。

○認定区分（1号認定、2号認定、3号認定）

子ども・子育て支援法第19条に規定される、教育・保育施設を利用するに当たり市町村から認定を受ける以下の3区分のことです。

- ・1号認定：満3歳以上で、教育（幼稚園・認定こども園）を希望する場合
- ・2号認定：満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合
- ・3号認定：満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合



○妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施する事業のことであります。

は行

○ひとり親家庭等

母子家庭、父子家庭、寡婦（配偶者のいない者で、かつて母子家庭の母であった者）、養育者（父母の代わりに児童を養育する者）のことであります。

○病児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業のことであります。

○保育所

就労又は疾病等のため乳幼児を保育することが出来ない保護者に代わって日々乳幼児を保育する施設です。なお、都道府県等の認可を受けた施設と認可を受けていない施設があります。

○放課後子ども教室

学校施設などを活用し、保護者や地域の多様な人材の参画を得て、放課後の安全・安心な居場所やスポーツ・文化活動などの多様な体験活動を提供する場のことであります。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できます。

○放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めるため、平成26年7月に文部科学省と厚生労働省が策定した計画です。

○放課後児童クラブ

小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を図る放課後児童健全育成事業を行う場所のことをいいます。



ま行

○民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において常に住民の立場に立った相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者であり、児童委員を兼ねています。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事などの相談・支援等を行います。

や行

○薬物乱用

医薬品を本来の目的から逸脱した用法や用量あるいは目的のもとに使用すること、または、医療目的にない薬物を不正に使用することです。1回の使用でも乱用とされる代表的な薬物として、シンナー、覚せい剤、大麻などが挙げられます。

○幼稚園

学校教育法に基づき、都道府県知事の認可を受けて設置・運営される満3歳から5歳の子どもを対象とする施設のことです。

○要保護児童

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認める児童のことです。

○要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた子どもなど要保護児童等の早期発見や適切な対応・支援を行うため、関係機関が連携して情報共有を行い、支援方針や役割分担の協議、支援の進捗管理を行うネットワークです。

ら行

○療育

障がいや発達の違いのある子どもが、社会的に自立することを目的として行われる医療と保育です。

○利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報を提供し、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業のことです。



東北町 第二期子ども・子育て支援事業計画

発行日 2020（令和2）年3月

発行者 東北町 福祉課

住 所 〒039-2492 青森県上北郡東北町上北南四丁目 32 番地 484

TEL 0176-56-3111 FAX 0175-63-2036

URL [http:// www.town.tohoku.lg.jp/](http://www.town.tohoku.lg.jp/)

